

周防大島町告示第100号

令和6年第3回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

令和6年8月26日

周防大島町長 藤本 浄孝

- 1 期 日 令和6年9月3日
  - 2 場 所 大島庁舎議場
- 

○開会日に応招した議員

山中 正樹君	栄本 忠嗣君
白鳥 法子君	竹田 茂伸君
山根 耕治君	岡崎 裕一君
田中 豊文君	新田 健介君
吉村 忍君	尾元 武君
荒川 政義君	久保 雅己君
小田 貞利君	

---

○9月18日に応招した議員

---

○9月20日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

令和6年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

令和6年9月3日(火曜日)

---

議事日程(第1号)

令和6年9月3日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに提案理由の説明
- 日程第5 報告第1号 放棄した債権の報告について
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 同意第1号 周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 認定第1号 令和5年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第2号 令和5年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第3号 令和5年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第4号 令和5年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第5号 令和5年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第6号 令和5年度周防大島町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第17 認定第7号 令和5年度周防大島町下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第18 認定第8号 令和5年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について
- 日程第19 議案第1号 令和6年度周防大島町一般会計補正予算(第2号)(質疑・討論・採決)
- 日程第20 議案第2号 令和6年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(質疑・討論・採決)

- 日程第21 議案第3号 令和6年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）  
（質疑・討論・採決）
- 日程第22 議案第4号 令和6年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（質  
疑・討論・採決）
- 日程第23 議案第5号 令和6年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）（質疑・  
討論・採決）
- 日程第24 議案第6号 周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用  
等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正につ  
いて
- 日程第25 議案第7号 周防大島町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第26 議案第8号 周防大島町陸奥野営場設置条例の一部改正について
- 日程第27 議案第9号 周防大島町立陸奥記念館設置条例の一部改正について
- 日程第28 議案第10号 周防大島町なぎさ水族館設置条例の一部改正について
- 日程第29 議案第11号 柳井地域広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更  
について
- 日程第30 議案第12号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（質疑・討論・採決）
- 日程第31 議案第13号 動産の買入れについて（令和6年度 可搬消防ポンプ）
- 日程第32 議案第14号 動産の買入れについて（令和6年度 周防大島町立図書館システム機  
器）
- 日程第33 議案第15号 令和6年度 道の駅サザンセトとうわトイレ棟等新設及び改修工事  
（建築工事）の請負契約の締結について
- 日程第34 議案第16号 令和6年度 長浦スポーツ海浜スクエア多目的グラウンド人工芝改修  
工事の請負契約の締結について（質疑・討論・採決）

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに提案理由の説明
- 日程第5 報告第1号 放棄した債権の報告について
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第8 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 同意第1号 周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 認定第1号 令和5年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第2号 令和5年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第3号 令和5年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第4号 令和5年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第5号 令和5年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第6号 令和5年度周防大島町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第17 認定第7号 令和5年度周防大島町下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第18 認定第8号 令和5年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について
- 日程第19 議案第1号 令和6年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）（質疑・討論・採決）
- 日程第20 議案第2号 令和6年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（質疑・討論・採決）
- 日程第21 議案第3号 令和6年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）（質疑・討論・採決）
- 日程第22 議案第4号 令和6年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（質疑・討論・採決）
- 日程第23 議案第5号 令和6年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）（質疑・討論・採決）
- 日程第24 議案第6号 周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第7号 周防大島町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第26 議案第8号 周防大島町陸奥野営場設置条例の一部改正について
- 日程第27 議案第9号 周防大島町立陸奥記念館設置条例の一部改正について
- 日程第28 議案第10号 周防大島町なぎさ水族館設置条例の一部改正について

- 日程第29 議案第11号 柳井地域広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 日程第30 議案第12号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（質疑・討論・採決）
- 日程第31 議案第13号 動産の買入れについて（令和6年度 可搬消防ポンプ）
- 日程第32 議案第14号 動産の買入れについて（令和6年度 周防大島町立図書館システム機器）
- 日程第33 議案第15号 令和6年度 道の駅サザンセトとうわトイレ棟等新設及び改修工事（建築工事）の請負契約の締結について
- 日程第34 議案第16号 令和6年度 長浦スポーツ海浜スクエア多目的グラウンド人工芝改修工事の請負契約の締結について（質疑・討論・採決）

---

出席議員（13名）

1番	山中 正樹君	2番	栄本 忠嗣君
3番	白鳥 法子君	4番	竹田 茂伸君
5番	山根 耕治君	6番	岡崎 裕一君
8番	田中 豊文君	9番	新田 健介君
10番	吉村 忍君	11番	尾元 武君
12番	荒川 政義君	13番	久保 雅己君
14番	小田 貞利君		

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	池永祐美子君	議事課長	林 祐子君
書記	末武 良浩君		

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	藤本 淨孝君	代表監査委員	……………	大原 秀三君
副町長	……………	岡村 春雄君	教育長	……………	星野 朋啓君
病院事業管理者	……………	石原 得博君	総務部長	……………	中元 辰也君

産業建設環境部長	……	瀬川 洋介君	健康福祉部長	……………	中村 晴彦君
上下水道部長	……………	藤本 倫夫君	統括総合支所長	……………	松村 浩君
会計管理者兼会計課長	……………				江本 達志君
教育次長	……………	木谷 学君	病院事業局総務部長	…	山中 茂雄君
総務課長	……………	梅木 義弘君	財務課長	……………	岡原 伸二君
財務課副課長	……………	佐原 正幸君	社会教育課長	……………	山根 一夫君
病院事業局財政課長	…	岬崎 真也君			

---

午前9時30分開会

○議長（小田 貞利君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和6年第3回周防大島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（小田 貞利君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、田中豊文議員、9番、新田健介議員を指名いたします。

---

**日程第2. 会期の決定**

○議長（小田 貞利君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る8月26日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から9月20日までの18日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から9月20日までの18日間とすることに決定しました。

---

**日程第3. 諸般の報告**

○議長（小田 貞利君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは、本年6月定例会以降の諸般について御報告をいたします。

まず、本日までに議会に提出されております文書について、地方自治法の規定に基づき、監査

委員より例月現金出納検査（6月・7月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配付しております。

なお、陳情・要望につきましては、受理したものはございません。

次に、要望活動について御報告をいたします。

令和6年7月29日に、岩国大竹道路及び岩国柳井間バイパスの建設促進について、国土交通省、財務省並びに関係する国会議員に対し、強く要望活動を行ってまいりました。

次に、系統議長会関係についてでございます。

まず、柳井広域の関係では、令和6年7月5日に開催された柳井地区広域消防組合議会第1回臨時会へ吉村議員と久保議員が出席。

また、令和6年7月10日に開催された第23回柳井地区広域市町議会議員研修会には本町議会から9名の議員が出席し、総務省統計研究研修所の長尾伸一統計技術研究官の地方議会におけるEBPMの推進についての説明を聞きながら、政府統計の窓口e-Statの統計データを探し活用する方法を学びました。

令和6年7月18日に開催された柳井地域広域水道企業団議会第1回臨時会へ竹田議員と山根議員が出席しております。

次に、山口県の関係について、令和6年7月2日に招集された山口県町議会議長会定例会では、令和5年度の事業報告及び歳入歳出決算を審議し、全会一致で認定されました。また、議員報酬の適正化に関する決議について審議し、挙手全員で決定されました。なお、この決議に対する周知につきましては、SideBooksへ掲載しております。

閉会後に開催された山口県離島振興市町議会議長会第1回臨時会においても、令和5年度の事業報告及び歳入歳出決算を審議し、全会一致で認定されました。

続いて、令和6年7月3日から令和6年7月5日にかけて、山口県離島振興市町議会議長会の令和6年度離島地域行政視察を新潟県佐渡市で行い、離島活性化交付金を活用した（滞在型観光）事業で、アドベンチャーツーリズム、ナイトツーリズム等の交流促進を行ったお話を拝聴いたしました。

また、令和6年8月20日には、セントコア山口で町議会広報研修会が開催され、本町議会からは議会広報編集特別委員会の4名が参加をいたしました。講師には、議会広報のファシリテーターで熊本大学客員教授の越地真一郎氏をお迎えし、「そろそろ化けませんか！～創意・工夫の取り組みに学ぶ～」と題した講演を拝聴し、グループに分かれた研修を行ったようです。本町の議会広報誌は、内容も充実、総体的に各所に工夫が見られ、大変質が高いと認識しております。発行に至るまでの編集作業は大変でございますが、今後ともよろしくお願いをいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

#### 日程第4. 行政報告並びに提案理由の説明

○議長（小田 貞利君） 日程第4、行政報告並びに提案理由の説明に入ります。

町長から行政報告並びに提案理由の説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 皆様、おはようございます。今日は、令和6年第3回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

はじめに、このたびの台風第10号に対する本町の対応等について申し上げます。

台風第10号は、令和6年8月29日から令和6年8月31日にかけて九州から中国地方に接近し、九州を中心に広い範囲で暴風と大雨となり、全国各地で甚大な被害をもたらしました。

本町においては、令和6年8月28日に災害対策本部員による各部署の対応等について協議を行い、町民の皆様へは、防災メール、防災行政無線等で注意喚起等を行ったところでございます。

令和6年8月29日には、下関気象台より波浪警報が発表されたことに伴い、本町では第2警戒体制をとり、自主避難所を10時に開所いたしました。12時41分には暴風警報、13時54分には洪水警報が発表され、本町では15時に高齢者等避難を発令いたしました。

今回の台風第10号で避難所へ避難された方は、最大で44世帯53名の方が避難されたところであります。

令和6年8月30日には、洪水警報、暴風・波浪警報がそれぞれ解除され、避難所も17時には閉所いたしました。

全国各地で甚大な被害をもたらしました台風第10号は、本町においては倒木などの被害・災害はございましたが、現時点ではおかげさまで大きな被害はないと認識をしております。

9月は台風の発生が多くなることが想定されることから、本町においても万全な体制をとり、しっかりと町民の皆様の安心・安全につなげてまいります。

それでは、提案理由の説明に先立ち、行政報告を4件申し上げます。

まず1件目は、新型コロナウイルス感染症関連について御報告いたします。

現在、全国的に8月はじめより新型コロナウイルス感染者は減少しておりますが、お盆の帰省や旅行等、人の移動による影響で再流行が懸念されており住民の皆様には御心配をおかけしております。

また、新型コロナワクチン接種につきましては、国の方針に基づき、令和6年4月以降は季節性インフルエンザワクチンと同様に、予防接種法のB類疾病に位置付けられ、令和6年10月から定期接種として実施されます。対象者は、65歳以上の方及び60歳以上64歳未満の方のうち、心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト

免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方です。

なお、今年度の自己負担は2,100円で実施いたします。詳細につきましては、令和6年度高齢者インフルエンザ予防接種・新型コロナウイルス感染症予防接種の実施についてのチラシを今月の広報配布時に全戸配布し、周知をしたいと考えております。

続いて、2件目は、米軍岩国基地関連について御報告いたします。

去る令和6年6月13日に、村岡山口県知事と柳居山口県議会議長による防衛省要望が防衛省において行われました。今回の要望では、これまで継続して要望しております空母艦載機移駐後の状況を踏まえた安心・安全対策、岩国基地周辺地域の負担と国防への貢献を踏まえた地域振興策の確実な実施について重点的に要望するとともに、米空母艦載機部隊配備特別交付金制度及び再編関連特別地域整備事業いわゆる県交付金でありますけれども、こちらについて継続かつ確実な予算措置と制度の運用改善の要望が行われております。

次に、令和6年8月9日には、県並びに岩国基地周辺の2市2町（岩国市・柳井市・和木町・周防大島町）で構成をする山口県基地関係市町連絡協議会として、中国四国防衛局に対し、騒音対策の強化や事件・事故防止等の安心・安全対策に関する要望や地域振興策に関する要望、こちらを行ったところでございます。

また、令和6年7月に、在日米軍施設における戦闘機にかかる態勢の更新と第5空母航空団の機種更新が発表され、令和6年7月15日に、防衛省と外務省による説明が岩国市と山口県に対してそれぞれの庁舎で行われました。私も県庁での説明会に参加し、村岡山口県知事、柳居山口県議会議長、和木町の田中副町長とともに説明を受けました。

その後、令和6年7月22日付で、中国四国防衛局長に対して、山口県・岩国市・和木町・周防大島町の連名で文書による照会を行い、令和6年8月20日付で回答書を受領いたしました。

また、令和6年8月26日には、周防大島町議会全員協議会において、中国四国防衛局の有賀企画部長様より御説明いただくとともに、質疑や意見交換を行っていただいたところでございます。

以上を踏まえまして、令和6年8月28日に、周防大島町の対応として、容認することについてはやむを得ないと判断をいたしました。しかしながら、このたびの機種更新等において、国内初となるCMV-22オスプレイが岩国基地に配備されることにつきましては、機体構造や基本性能が同一とされるMV-22オスプレイやCV-22オスプレイによる過去の重大事故により、不安を抱く住民も少なくないことから、事故原因や安全対策などの詳細な情報公開を強く求めてまいります。

以上のとおり、米軍岩国基地に関する状況等について御報告申し上げましたが、今後も継続して議会へ報告するとともに、県及び関係市町と連携して町民の安心・安全の確保に努めてまいります。

ます。

3件目は、柳井地域の水道事業の広域化について御報告をいたします。

現在、各水道事業体の担当部署が密に連携を取りながら、水道事業の経営統合に向けた準備を進めているところでございます。

経営統合後の水道事業の事業計画については、令和6年6月の全員協議会において概要版を御説明したところですが、今般、事業計画書の本編、資料編、用語集の3部がまとまりましたので、お示しいたします。

また、水道事業の経営の主体となる柳井地域広域水道企業団の取扱事務が変更となることから、このたび、これに関連する議案を上程しておりますので、御審議いただきたいと存じます。

現在、経営統合に伴う町の条例の改廃について準備を進めておりますので、今後の定例会において御審議いただく予定としております。

最後に、令和5年度決算の状況並びに財政健全化判断比率等について御報告をいたします。

令和5年度決算につきましては、令和6年5月末日に出納を閉鎖し、その後、監査委員による決算審査を経て、令和6年8月22日に決算審査による意見書をいただいたところであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、令和5年度の決算にかかる健全化判断比率及び資金不足比率の報告書並びに監査委員の意見書につきましては、Side Booksにて配付させていただいております。

それではまず、一般会計の決算の状況でございますが、歳入総額160億3,571万6,000円に対し、歳出総額155億5,565万1,000円、歳入歳出差引額は4億8,006万5,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源7,667万9,000円を差し引いた実質収支額は4億338万6,000円の黒字となりましたが、令和5年度のトータルの差し引きを示す実質単年度収支額は13億1,306万4,000円のマイナスとなりました。

このマイナスの主な要因は、令和4年度の町税増収により令和5年度の普通交付税交付額が大幅に減額となったことなどから、財源不足を補うための財政調整基金を13億円取り崩したることによるものでございます。

公営企業特別会計を除く各特別会計におきましては、黒字若しくは収支ゼロの決算となっております。

次に、令和5年度決算にかかる健全化判断比率及び資金不足比率についてでございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率はともに赤字額はなく、実質公債費比率においては11.9%であります。

将来負担比率においては、財政調整基金などの充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、令和4年度に続き比率はマイナスとなり算定されませんでした。いずれの数値も早期健全化基準

を下回っているところであります。

また、全ての特別会計におきまして資金不足は生じていない状況にあり、本町の財政状況は厳しい状況にあるものの、財政の健全性は維持されていると判断されるところであります。自主財源に乏しい本町においては、地方交付税への依存度が非常に高い状況に変わりはなく、今後も一層の経常的経費の抑制と安定的な自主財源の確保に努める必要があります。

このような財政状況をしっかり受け止め、持続可能な成長・発展につながる行財政運営を進め、財政構造の健全性を維持するための取り組みが重要であると考えております。

以上、行政報告を4件させていただきました。

それでは、提案理由の御説明を申し上げます。

本定例会に提案をしております案件は、報告案件1件、諮問4件、同意に関するもの1件、決算の認定に関するもの8件、補正予算に関するもの5件、条例の一部改正に関するもの5件、柳井地域広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更について1件、和解及び損害賠償の額を定めるもの1件、動産の買入れについて2件、工事請負契約の締結について2件の合計30件であります。

報告第1号は、債権管理条例に基づき放棄した債権について、議会に報告するものであります。

諮問第1号から諮問第4号は、任期途中の退任及び任期満了に伴う人権擁護委員の候補者の推薦について、議会の意見を求めるものであります。

同意第1号は、任期満了に伴う周防大島町教育委員会委員の任命について、議会の同意を求めるものであります。

認定第1号から認定第8号までの8件は、令和5年度の一般会計から渡船事業特別会計までの各会計の歳入歳出決算及び水道事業、下水道事業及び病院事業の各公営企業特別会計決算の認定についてお諮りするものであります。

一般会計の実質収支は4億338万6,000円の黒字となり、公営企業特別会計を除くその他の特別会計につきましても、黒字若しくは収支ゼロの決算となり、おかげをもちまして各会計とも順調に予算執行ができたものと考えております。

監査委員の決算審査意見並びに主要な施策の成果を説明する書類を添えて、決算書をお配りしているところでありますが、各会計決算の詳細内容につきましては、後ほど関係参与より御説明申し上げます。

議案第1号は、令和6年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）であります。既定の予算に5億8,316万7,000円を追加し、補正後の予算の総額を166億9,290万2,000円とするものであります。

議案第2号は、令和6年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でありま

す。既定の予算に5,778万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を24億8,112万8,000円とするものであります。

議案第3号は、令和6年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）であります。既定の予算に6,000円を追加し、補正後の予算の総額を5億628万円とするものであります。

議案第4号は、令和6年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。保険事業勘定の既定の予算に3億1,921万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を35億3,313万9,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に126万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,099万3,000円とするものであります。

議案第5号は、令和6年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）であります。業務の予定量のほか、収益的収入及び支出、他会計からの補助金等を補正するものであります。

議案第6号周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正については、令和5年6月9日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の制定に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第7号周防大島町国民健康保険条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の制定により、関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の公布に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第8号から議案第10号までは、施設の設置条例の一部改正に関するものであります。議案第8号は周防大島町陸奥野営場、議案第9号は周防大島町立陸奥記念館、議案第10号は周防大島町なぎさ水族館であります。それぞれの施設の維持管理のための定期的なメンテナンスを実施するとともに、働き方改革に伴う労働環境の質的向上と高齢化する施設職員の負担軽減などを図ることを目的に、定休日を定めるため、設置条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第11号は、柳井地域広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてであります。柳井地域の水道事業の経営に関する事務を企業団において共同処理すること及び企業団の事務所の位置や企業団議員の定数などを規定する柳井地域広域水道企業団規約を変更する必要があるため、本議会にお諮りしようとするものであります。

議案第12号和解及び損害賠償の額を定めることについては、議会の議決を求めるものであります。

議案第13号及び議案第14号は、動産の買入れについてであります。議案第13号は可搬消防ポンプ、議案第14号は周防大島町立図書館システム機器、それぞれの買入れについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第15号令和6年度 道の駅サザンセトとうわトイレ棟等新設及び改修工事（建築工事）の請負契約の締結については、大字久賀の藤川建設株式会社と工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第16号令和6年度 長浦スポーツ海浜スクエア多目的グラウンド人工芝改修工事の請負契約の締結については、福岡市博多区の奥アンツーカ株式会社 西日本支店と工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案等の概要につきまして御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私または関係参与が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（小田 貞利君） 以上で、行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

---

#### 日程第5. 報告第1号

○議長（小田 貞利君） 日程第5、報告第1号放棄した債権の報告について、執行部の報告を求めます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 報告第1号放棄した債権の報告について、補足説明をいたします。議案つづりの4ページをお願いいたします。

町の債権にかかる放棄の適否について、去る令和6年2月13日に周防大島町債権管理条例施行規則第6条の規定に基づき設置した周防大島町債権管理審査会で審査し、承認を受け、債権放棄いたしましたので、周防大島町債権管理条例第8条の規定により御報告いたします。

内訳につきましては、一般会計における公営住宅使用料のうち周防大島町債権管理条例第7条第4号に該当する1件、債権額94万1,800円、学校給食費のうち条例第7条第1号に該当する6件、債権額187万192円、水道事業特別会計における水道料金のうち条例第7条第1号・5号に該当する5件、債権額153万1,631円の合わせて13件、債権額434万3,623円でございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小田 貞利君） 以上で、執行部の報告を終了します。

---

#### 日程第6. 諮問第1号

○議長（小田 貞利君） 日程第6、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

補足説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることに

ついてであります。

令和6年12月31日をもって任期満了となります現委員の吉川朝博氏は、人格・識見ともに高く、地域に携わる郵便局員として長年の経験を有するとともに、人権擁護委員としても精力的に活動されております。

詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料に示してあるとおりでございます。

私といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、同氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいと存じますので、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、吉川朝博氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦は、吉川朝博氏を適任とすることに決定いたしました。

---

## 日程第7. 諮問第2号

○議長（小田 貞利君） 日程第7、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 諮問第2号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

現人権擁護委員であります清木由美子氏が令和6年12月31日をもって任期満了となることに伴う後任候補者の推薦につきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により意見を求めるものであります。

候補者といたしましては、本町の教育委員会委員も務められ、人格、識見ともに高く、地域の実情に精通され、人権擁護についても深い理解のある沖廣正義氏を推薦したいと存じます。

詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料に示してあるとおりでございます。

以上のことから、同氏が人権擁護委員に適任であると思われまますので、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、沖廣正義氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦は、沖廣正義氏を適任とすることに決定いたしました。

---

### 日程第8. 諮問第3号

○議長（小田 貞利君） 日程第8、諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

補足説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 諮問第4号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

令和6年8月31日をもって現人権擁護委員であります近藤晃氏が任期途中の退任となったこと（発言する者あり）

○議長（小田 貞利君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） すみません、訂正させていただきます、諮問第3号について御説明いたします。

では、改めまして、諮問第3号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

現人権擁護委員であります村田雅典氏が令和6年12月31日をもって任期満了となることに伴う後任候補者の推薦につきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により意見を求めるものであります。

候補者といたしましては、民生委員・児童委員としても御活躍され、人格、識見ともに高く、地域の実情に精通され、人権擁護についても深い理解のある伊東薫氏を推薦したいと存じます。

詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料に示してあるとおりでございます。

以上のことから、同氏が人権擁護委員に適任であると思われますので、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、伊東薫氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦は、伊東薫氏を適任とすることに決定しました。

---

### 日程第9. 諮問第4号

○議長（小田 貞利君） 日程第9、諮問第4号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

補足説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 諮問第4号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

令和6年8月31日をもって現人権擁護委員であります近藤晃氏が任期途中の退任となったことを受け、新たな候補者の推薦につきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により意見を求めるものであります。

候補者といたしましては、社会福祉協議会職員として長く御活躍され、地域福祉に造詣が深く、人格、識見ともに高い福嶋美奈子氏を推薦いたしたいと存じます。

詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料に示してあるとおりでございます。

以上のことから、同氏が人権擁護委員に適任であると思われまますので、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第4号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、福嶋美奈子氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 異議なしと認めます。よって、諮問第4号人権擁護委員の候補者の推薦は、福嶋美奈子氏を適任とすることに決定しました。

---

#### 日程第10. 同意第1号

○議長（小田 貞利君） 日程第10、同意第1号周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 同意第1号は、周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。

本町教育委員会委員のうち、柏谷淳氏が令和6年11月26日をもって4年間の任期を満了いたしますが、同委員を周防大島町教育委員会委員として再度任命したいと考えております。

私といたしましては、柏谷氏は子育て世代の真ただ中で、現在までPTA役員や学校運営協議会委員を歴任されるなど各方面で活躍され、教育に関しての識見を有しておられ、実直な人柄、責任感旺盛で判断力にも優れ、豊富な知識や経験を有し、現在まで教育委員としての職責を十分果たしておられますので、教育委員として適任者であると考えております。

よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会にお諮りする次第であります。

柏谷氏の経歴については、添付の関係資料のとおりであります。

議員各員におかれましては、柏谷淳氏の教育委員任命について、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小田 貞利君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 異議なしと認めます。

これより起立による採決を行います。同意第1号柏谷淳氏を周防大島町教育委員会委員に任命することにつき同意を求めることについて、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小田 貞利君） 起立全員であります。よって、柏谷淳氏を周防大島町教育委員会委員に任命することに、同意することに決定いたしました。

---

日程第11. 認定第1号

日程第12. 認定第2号

日程第13. 認定第3号

日程第14. 認定第4号

日程第15. 認定第5号

日程第16. 認定第6号

日程第17. 認定第7号

日程第18. 認定第8号

○議長（小田 貞利君） 日程第11、認定第1号令和5年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第18、認定第8号令和5年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定についてまでの8議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。江本会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（江本 達志君） 認定第1号令和5年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第5号令和5年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの補足説明を申し上げます。

この認定は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、各会計の決算につきまして、議会

の認定をお願いするものでございます。

それでは、認定第1号令和5年度周防大島町一般会計歳入歳出決算について補足説明を申し上げます。

決算書9ページをお願いいたします。

歳入の合計額につきましては、予算現額167億954万9,000円、調定額165億6,363万4,862円に對しまして、収入済額は160億3,571万5,641円で、調定額に対する収入率は96.81%となっております。不納欠損額1,520万9,774円につきましては、7ページの1款町税1項町民税は406万815円で、個人、現年1人、滞納繰越56人、法人、滞納繰越2社、2項固定資産税は761万3,687円で、滞納繰越215人、3項軽自動車税は59万5,600円で、滞納繰越73人。

8ページをお願いします。

12款分担金及び負担金2項負担金12万4,600円は保育料で、滞納繰越1人、13款使用料及び手数料1項使用料94万4,880円のうち、3,080円は社会教育施設使用料、残り94万1,800円は住宅使用料で、滞納繰越10人でございます。

9ページをお願いします。

20款諸収入4項雑入の187万192円は学校給食費で、滞納繰越53人となっております。収入未済額のうち、事業の繰越に伴う未収分を差し引いた残りの収入未済額の主なものにつきましては、7ページの1款町税1項町民税の2,056万2,469円は、個人、現年111人、滞納繰越259人、法人、現年3社、滞納繰越7社、2項固定資産税の6,617万4,708円は、現年425人、滞納繰越880人、3項軽自動車税の288万89円は、現年91人、滞納繰越249人となっております。

8ページをお願いいたします。

12款分担金及び負担金1項分担金の118万2,440円は、農地補助災害復旧事業及び団体営ため池等整備事業の地元負担金、2項負担金の9万5,600円は保育料で、滞納繰越1人となっております。また、13款使用料及び手数料1項使用料の4,516万9,519円のうち、4,500万3,439円は住宅使用料で、現年30人、滞納繰越450人となっております。

7ページをお願いします。

1款町税1項町民税の収入済額7億5,239万4,544円には、還付が済んでいない額——以降還付未済額といたしますが、1万7,494円含まれておりますので、町民税の収入未済額の実数としましては、収入未済額2,056万2,469円に1万7,494円を加算した2,057万9,963円となります。同じく1款町税2項固定資産税の収入済額6億5,674万6,795円につきましても、還付未済額14万2,300円が含まれておりますので、収入未済額の実数と

しましては、収入未済額6,617万4,708円に14万2,300円を加算した6,631万7,008円となります。この還付未済額につきましては、53ページの事項別明細書の備考欄に記載をしております。

11ページをお願いいたします。

歳出の予算現額167億954万9,000円に対しまして、支出済額は155億5,565万913円で、執行率は93.09%となっております。翌年度繰越額の4億2,826万6,000円につきましては、令和6年第2回定例会において御報告をしております令和5年度周防大島町繰越明許費の繰越額でございます。不用額につきましては7億2,563万2,087円となっております、令和4年度決算と比較して3.29%の減となっております。

13ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は4億8,006万4,728円となっております、令和4年度決算と比較して47.66%の減となっております。

なお、歳入総額及び歳出総額ともに、令和4年度決算と比較して大幅な減額の決算となっております。

以上で、一般会計の説明を終わります。

詳細につきましては、53ページからの一般会計歳入歳出決算事項別明細書を御参照いただきますようお願いいたします。また、以後の各会計の事項別明細書につきましても、説明の都度、あわせて御参照くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、認定第2号令和5年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

19ページをお願いいたします。

歳入の予算現額28億9,092万6,000円、調定額30億430万2,708円に対しまして、収入済額は29億1,212万5,229円で、調定額に対する収入率は96.93%となっております。不納欠損額は、国民健康保険税の1,996万8,446円で、滞納繰越101人、また、収入未済額は、国民健康保険税が7,220万9,033円で、現年134人、滞納繰越526人となっておりますが、収入未済額の実数としましては、事項別明細書311ページの備考欄のうち還付未済額7万4,300円を加算した7,228万3,333円となっております。

20ページをお願いします。

歳出の予算現額28億9,092万6,000円に対しまして、支出済額は28億5,433万8,683円で、執行率は98.73%となっております。翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は3,658万7,317円。

21ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は5,778万6,546円の決算となっております。

令和5年度末の国保加入状況につきましては、加入世帯数2,713世帯、被保険者数は3,846人、世帯加入率33.5%、被保険者加入率は28.0%で、1人あたりの医療費は57万4,782円となっております。

続きまして、認定第3号令和5年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

25ページをお願いします。

歳入の予算現額は4億3,789万7,000円、調定額4億3,430万9,853円に対しまして、収入済額は4億3,359万4,962円で、調定額に対する収入率は99.84%となっております。不納欠損額は、後期高齢者医療保険料の11万259円で、滞納繰越3人となっております。また、収入未済額は、後期高齢者医療保険料で60万4,632円、現年5人、滞納繰越11人となっておりますが、収入未済額の実数としましては、事項別明細書327ページの備考欄のうち還付未済額の56万579円を加算した116万5,211円となっております。

26ページをお願いいたします。

歳出の予算現額4億3,789万7,000円に対しまして、支出済額4億3,358万8,285円で、執行率は99.02%となっております。翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は430万8,715円。

27ページをお願いします。

歳入歳出差引残額は6,677円となっております。

令和5年度末における後期高齢者医療保険の被保険者数は4,833人で、1人あたりの医療費は102万6,298円となっております。

続きまして、認定第4号令和5年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

33ページをお願いします。

保険事業勘定の歳入の予算現額34億2,540万6,000円、調定額33億9,054万367円に対しまして、収入済額は33億8,955万4,747円で、収入率は99.97%となっております。不納欠損額は、介護保険料の104万9,410円で、滞納繰越36人、収入未済額がマイナス6万3,790円となっておりますが、これは、事項別明細書337ページ備考欄にありますとおり、還付未済額が244万5,440円あるため、収入未済額の人数は、現年22人、滞納繰越37人となっております。収入未済額の実数としましては、うち還付未済額の合計244万5,440円を加算した238万1,650円となっております。

34ページをお願いします。

歳出の予算現額34億2,540万6,000円に対しまして、支出済額は30億7,108万8,436円で、執行率は89.66%となっております。翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は3億5,431万7,564円。

35ページをお願いします。

歳入歳出差引残額は3億1,846万6,311円となっております。

39ページをお願いします。

介護サービス事業勘定であります。歳入の予算現額は851万2,000円で、調定額、収入済額はいずれも同額の927万5,660円、収入率は100%となっております。

40ページをお願いします。

歳出の予算現額851万2,000円に対しまして、支出済額801万4,215円で、執行率は94.15%となっております。翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は49万7,785円。

41ページをお願いします。

歳入歳出差引残額は126万1,445円となっております。

なお、令和5年度末の第1号被保険者数は7,642人で、認定者数は1,770人となっております。

続きまして、認定第5号令和5年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

45ページをお願いします。

歳入の予算現額1億989万3,000円に対しまして、調定額、収入済額はいずれも同額の9,933万5,395円で、調停額に対する収入率は100%となっております。

46ページをお願いします。

歳出の予算現額1億989万3,000円に対しまして、支出済額は9,933万5,395円で、執行率は90.39%となっております。翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は1,055万7,605円。

47ページをお願いします。

歳入歳出差引残額はゼロ円の決算となっております。

続きまして、実質収支に関する調書の御説明を申し上げます。

単位は1,000円で記載をしております。

375ページをお願いします。

一般会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額160億3,571万6,000円、歳出総額155億5,565万1,000円、歳入歳出差引額は4億8,006万5,000円となり、そのうち翌年度へ繰り越すべき財源7,667万9,000円を差し引いた実質収支額は、

4億338万6,000円で決算をいたしております。

376ページをお願いします。

国民健康保険事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額29億1,212万5,000円、歳出総額28億5,433万9,000円で、歳入歳出差引額並びに実質収支額は同額の5,778万7,000円となっております。

377ページをお願いします。

後期高齢者医療事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額4億3,359万5,000円、歳出総額4億3,359万8,000円で、歳入歳出差引額並びに実質収支額は同額の7,000円となっております。

378ページをお願いします。

378ページ、379ページは、介護保険事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

378ページの保険事業勘定であります。歳入総額33億8,955万5,000円、歳出総額30億7,108万8,000円、歳入歳出差引額は3億1,846万6,000円で、実質収支額も同額となっております。

379ページをお願いします。

介護サービス事業勘定であります。歳入総額927万6,000円、歳出総額801万4,000円、歳入歳出差引額は126万1,000円で、実質収支額も同額となっております。

380ページをお願いします。

渡船事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額、歳出総額は、同額の9,933万5,000円で、歳入歳出差引額並びに実質収支額は、いずれもゼロ円となっております。

○議長（小田 貞利君） 暫時休憩します。

午前10時35分休憩

.....

午前10時45分再開

○議長（小田 貞利君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて補足説明を求めます。江本会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（江本 達志君） 申し訳ございません。先ほど補足説明をした中に2点ほど間違いがありましたので、訂正をさせていただきます。

まずは、一般会計の不用額のところで、不用額7億2,563万2,087円で、令和4年度決算と比較して正しくは3.92%の減と言うところを3.29%と誤って言ってしまいました。

それと、もう1つでございますが、実質収支に関する調書のところでございますが、後期高齢

者医療保険事業特別会計の歳出総額4億3,358万8,000円というところを4億3,359万8,000円と言ってしまいましたので、おわびして訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

それでは、引き続きまして、財産に関する調書の御説明を申し上げます。

この調書につきましては、今年度移動のあった主な部分について御説明をさせていただきます。383ページをお願いいたします。

1、公有財産の(1)土地及び建物のうち土地につきましては、学校では、小学校等の区分変更を行ったことにより2万2,441.20平方メートルの減、公営住宅等では、若者定住促進住宅用地(明新第4期)の購入により1,941.21平方メートルの増、その他の施設では、沖家室シーサイドキャンプ場及び地家室園地拠点施設の区分変更を行ったことなどから合計で6,624.95平方メートルの増、普通財産では、学校からの区分変更による増、その他施設への区分変更による減、県道道路改良事業への用地の売却などにより1万5,633.17平方メートルの増となっており、合計で1,758.13平方メートルの増となっております。

建物につきましては、木造(延面積)の学校では、小学校等の区分変更を行ったことにより642平方メートルの減、公営住宅等では、若者定住促進住宅(明新第3期4棟)の新築により390.84平方メートルの増、その他の施設では、沖家室シーサイドキャンプ場管理棟、地家室園地拠点施設及び東和児童クラブの新築により637.94平方メートルの増となり、合計で1,028.78平方メートルの増となっております。非木造(延面積)の学校では、小学校等の区分変更を行ったことにより6,085.10平方メートルの減、普通財産では、学校からの区分変更により6,085.10平方メートルの増となりましたが、合計での増減はございません。木造・非木造を合わせた延面積では1,028.78平方メートルの増となっております。

384ページをお願いします。

(2)の山林から(5)の有価証券(株券)につきましては、移動はございません。

385ページをお願いします。

(6)出資による権利ですが、386ページの山口県東部森林組合出資金の1万5,000円の増は、配当金の積立となっております。

387ページをお願いします。

2の物品につきましては、普通自動車(廃車)により2台減、軽自動車(購入)により1台増、トラック(購入)により2台増、ダンプ(廃車)により1台減、給食運搬車(廃車)により1台減、バキューム車(購入)により1台増。

389ページをお願いします。

水中ポンプ(廃棄)により1台減。

390ページをお願いします。

パススルー冷蔵庫が廃棄により2台減となっております。

392ページをお願いします。

3の基金であります、(1) 財政調整基金は、利息並びに積立と取り崩しにより8億7,953万2,000円の減で、年度末現在高は84億3,881万3,000円となっております。

(2) 減債基金は、利息並びに積立により3,487万6,000円の増で、年度末現在高は6億4,654万1,000円となっております。

(3) 県収入証紙購入基金は、変更はございません。

(4) 奨学資金貸付基金の1,000円の増は利息で、年度末現在高は1,001万5,000円となっております。

(5) 福祉振興基金は、利息による積立と取り崩しにより1,065万3,000円の減で、年度末現在高は2億3,632万9,000円となっております。

393ページをお願いします。

(6) 国民健康保険基金は、利息並びに積立により1億1,789万1,000円の増となり、年度末現在高は6億5,248万5,000円となっております。

(7) 介護給付費準備基金は、利息並びに積立と取り崩しにより2,718万6,000円の増となり、年度末現在高は2億8,715万円となっております。

(8) まち・ひと・しごと創生基金は、利息による積立と取り崩しにより2,516万3,000円の減となり、年度末現在高は1億906万6,000円となっております。

(9) 土地開発基金につきましては、土地面積が122.42平方メートル減少し、合計面積は9,008.14平方メートルで、年度末現在高は1億9,899万5,000円となっております。また、現金は556万9,000円の増で、土地と合わせた年度末現在高は2億7,093万4,000円となっております。

394ページをお願いします。

(10) 中山間ふるさと・水と土保全対策基金につきましては増減はなく、年度末現在高は3,113万1,000円となっております。

(11) 周防大島高等学校通学支援費給付基金につきましては、利息による積立と取り崩しにより231万4,000円の減で、年度末現在高は2,847万2,000円となっております。

(12) ちびっ子医療費助成事業基金は、利息による積立と取り崩しにより1,869万8,000円の減で、年度末現在高は7,445万円となっております。

(13) 観光振興事業助成基金は、利息による積立と取り崩しにより1,150万1,000円

の減で、年度末現在高は4,075万9,000円となっております。

(14) 福祉医療費一部負担金助成事業基金は、利息並びに積立と取り崩しにより833万6,000円の増で、年度末現在高は5,265万4,000円となっております。

395ページをお願いします。

(15) ふるさと応援基金は、利息並びに積立と取り崩しにより1,895万5,000円の増で、年度末現在高は1億9,157万7,000円となっております。

(16) CATV加入促進事業基金は、利息による積立と取り崩しにより139万1,000円の減で、年度末現在高は1,665万円となっております。

(17) 外国語活動推進事業基金につきましては、利息並びに積立と取り崩しにより1,600万7,000円の増で、年度末現在高は4,593万1,000円となっております。

(18) 合併地域振興基金につきましては、利息並びに積立と取り崩しにより4億5,841万7,000円の増で、年度末現在高は14億4,178万9,000円となっております。

(19) 森林環境整備基金につきましては、利息による積立により1万1,000円の増で、年度末現在高は1,311万6,000円となっております。

396ページをお願いします。

(20) 学校給食費無償化事業基金につきましては、利子による積立により11万4,000円の増で、年度末現在高は1億4,130万1,000円となっております。

(21) 医療確保対策事業基金につきましては、米空母艦載機部隊配備特別交付金を財源に、令和5年度からまた新たに6,000万円を積み立てております。

以上で、認定第1号令和5年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第5号令和5年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの補足説明を終わります。

なお、決算附属書類、監査委員の審査意見書及び主要な施策の成果を説明する書類を添付いたしております。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小田 貞利君） 続いて、補足説明を求めます。藤本上下水道部長。

○上下水道部長（藤本 倫夫君） 認定第6号令和5年度周防大島町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について補足説明をいたします。

お手元の令和5年度周防大島町水道事業特別会計決算書類の11ページ、剰余金処分計算書（案）をお開き願います。

令和5年度末における未処分利益剰余金4億908万8,715円を建設改良積立金へ積み立てることにつきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるも

のでございます。

なお、建設改良積立金は、資本的収支の不足分の補填や今後増大していく施設の更新など、建設改良費の財源とする予定でございます。

続きまして、決算の認定について御説明をいたします。

5ページをお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出の決算額であります。収入合計9億73万7,441円に對しまして、支出合計8億1,370万1,367円となりました。

次に、資本的収入及び支出の決算額ですが、収入合計4,058万円に對しまして、支出合計2億4,282万7,643円でありました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に對して不足する額2億224万7,643円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額370万400円、当年度分損益勘定留保資金1億6,748万5,121円及び繰越利益剰余金処分別3,106万2,122円で補填する予定としております。

次に、財務諸表について御説明いたします。

7ページの損益計算書をお願いいたします。

これは、令和5年度の経営成績を示したものでございます。営業収支では4億3,247万3,461円の損失となり、営業外収支では5億1,583万8,369円の利益となりました。当年度純利益は8,336万4,908円となっております。

次に、9ページの剰余金計算書について御説明いたします。

前年度の未処分利益剰余金が3億2,572万3,807円でありましたので、当年度純利益8,336万4,908円を加算し、利益剰余金の当年度末残高は4億908万8,715円となりました。

11ページの剰余金処分計算書(案)につきましては、冒頭でも申し上げましたが、本定例会で御議決いただけましたら、未処分利益剰余金は建設改良積立金に積み立てる予定としております。

次に、13ページからの貸借対照表でございますが、これは令和6年3月31日時点の財政状況を表しております。

13ページの最下段、資産合計が46億1,464万2,875円、14ページの負債合計は27億1,210万4,981円、15ページの資本金合計が19億253万7,894円となっております。

16ページ以降に、地方公営企業法第30条第1項に規定する事業報告書、地方公営企業法施行規則第35条に規定する決算に関する説明書における注記、資本的収支と補填財源明細書、地

方公営企業法施行令第23条に規定するキャッシュ・フロー計算書、収益・費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を添付いたしております。

以上で、認定第6号令和5年度周防大島町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての補足説明を終わります。

なお、本決算書は、監査委員の審査に付して、その意見書を別冊として添付しておりますので、何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決、御認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、認定第7号令和5年度周防大島町下水道事業特別会計決算の認定について補足説明をいたします。

お手元の令和5年度周防大島町下水道事業特別会計決算書類の4ページをお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出の決算額でございますが、収入合計12億355万1,098円に対しまして、支出合計9億9,546万4,953円となりました。

次に、5ページの資本的収入及び支出の決算額でございます。収入合計11億3,434万5,448円に対しまして、支出合計16億7,927万2,471円となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億4,492万7,023円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,189万3,639円、過年度分損益勘定留保資金1億3,267万6,537円及び当年度分損益勘定留保資金1億7,235万6,847円で補填いたしました。また、さらに不足する額1億5,800万円は、当年度で同意済みの企業債の未発行分をもって翌年度に措置するものでございます。

次に、財務諸表について御説明をいたします。

まず、7ページの損益計算書について御説明いたします。これは、令和5年度の経営成績を示すものでございますが、営業収支では8億1,002万6,093円の損失となり、営業外収支では9億5,551万893円の利益となり、当年度純利益は1億4,548万4,800円となりました。

次に、9ページの剰余金計算書について御説明いたします。前年度末残高5億2,097万4,822円に当年度純利益1億4,548万4,800円を加えた6億6,645万9,622円が当年度末未処分利益剰余金となりました。

次に、11ページの剰余金処分計算書（案）ですが、令和5年度では未処分利益剰余金の処分は発生しませんでしたので、先ほどの剰余金計算書のとおり、繰越利益剰余金は6億6,645万9,622円となりました。

次に、13ページの貸借対照表について御説明いたします。これは、令和6年3月31日時点の財務状況を表しております。13ページの最下段の資産合計は185億9,271万2,978円で、14ページの負債合計は174億7,495万3,229円、資本合計は11億1,775万

9,749円であります。

以上、概略を御説明いたしました。15ページ以降に事業報告書、決算に関する説明書における注記、資本的収支と補填財源明細書、キャッシュ・フロー計算書、収益・費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を添付しております。

以上で、認定第7号令和5年度周防大島町下水道事業特別会計決算の認定についての補足説明を終わります。

なお、本決算書は、監査委員の審査に付して、その意見書を別冊として添付しておりますので、何とぞ慎重なる御審議のうえ、御認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小田 貞利君） 続いて、補足説明を求めます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 認定第8号令和5年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について補足説明いたします。

令和5年度周防大島町病院事業特別会計決算書類の5ページ、決算報告書をお願いします。

まず、収益的収入及び支出の決算額であります。収入合計41億6,586万9,111円に對しまして、6ページの支出合計は46億2,502万5,121円の決算となりました。

次に、7ページの資本的収入及び支出の決算額であります。収入合計は5億9,231万4,000円に對しまして、8ページの支出合計額は8億6,927万9,375円の決算となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に對して不足する額2億7,696万5,375円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額989万9,750円及び損益勘定留保資金2億6,706万5,625円で補填しました。

次に、財務諸表について御説明申し上げます。

まず、11ページの損益計算書について説明申し上げます。これは、令和5年度の経営状況を表すものでございます。医業収支では18億1,612万5,909円の医業損失、医業外収支では13億661万2,951円の医業外収益となり、特別利益323万856円、特別損失396万5,000円をあわせた当年度純損失は5億1,024万7,102円となりました。

次に、13ページの剰余金計算書であります。未処分利益剰余金につきましては、令和5年度純損失5億1,024万7,102円を計上し、利益剰余金の年度末高がマイナス19億3,620万5,391円となりました。

次に、15ページの欠損金処理計算書につきましては、処分はございません。

次に、17ページの貸借対照表について御説明申し上げます。これは令和6年3月31日時点の財政状況を表しており、18ページの資産合計は114億8,498万3,567円、19ページの負債合計は77億4,755万1,128円、20ページの資本合計は37億3,743万

2,439円でございます。

以上、概略を御説明申し上げましたが、附属資料といたしまして22ページ以降に事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益・費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書、決算に関する説明書における注記を添付しております。

令和5年度は、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行となった後も患者・利用者数が回復せず、苦しい経営状況となりました。

3医療機関につきましては、東和病院の入院患者数、3医療機関の外来患者数が減少したことで医業収益が減少し、さらに新型コロナウイルス感染症関連の補助金が減少したことなどにより医業外収益が大きく減少し、収支が悪化しました。

2介護施設につきましては、入所利用者数の低迷などにより赤字が継続しております。

大島看護専門学校につきましては、学生数の減少により収益が減少し、赤字が継続しました。

以上のように、令和5年度決算においては、患者・利用者数が新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後もコロナ禍以前の水準に回復することなく減少し、経営の基盤となる事業収益が減少しました。また、新型コロナウイルス感染症関連の補助金が大きく減少したことから医業外収益も減少し、令和2年度から3年続いた黒字が、令和5年度は赤字計上となりました。

令和6年度においては、少子高齢化の進展により急速に人口減少が進む周防大島町において、将来の医療・介護需要推計を視野に入れつつ、公・民の適切な役割分担のもと、中長期的課題を整理し、病院事業局が担うべき医療・介護機能を踏まえた第2期再編計画の策定を行うこととしております。

以上で、認定第8号令和5年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について補足説明を終わります。

なお、本決算書は、監査委員の審査に付して、その意見書を別冊に添付しておりますので、御審議のうえ、御認定賜りますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（小田 貞利君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

なお、議員各位にお願いでございますが、認定案件については後ほど所管委員会への付託審査をお諮りし、委員会にて詳細なる審議をお願いする予定としておりますので、ここでは総括的な質疑を行っていただきたいと思っております。

認定第1号令和5年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑に入ります。

一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入と歳出を分けて質疑を行います。

なお、財産に関することも、ここでお願いいたします。

はじめに、歳入について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

次に、歳出について、質疑はありませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 5点ほどお尋ねをいたします。まず、町長にこの決算を受けての受け止めというんですか、その辺をお聞かせいただきたいと思いますが、あまり細かい話でも抽象的な話でもなく、当初予算のときに3つの重点施策ということで上げられておられます。その中の1つの重点施策についてでもいいんですが、令和5年度の予算執行をして、その重点施策がどういうふうに成果を上げたか、また、残された課題はあるのか、そして、その解決策、どういうふうに解決を図っていくのか、その辺をお聞かせいただければと思います。

それから、監査委員の審査意見書に基金残高127億円という記載がありますが、これについての評価、今後、これをどう扱っていくのか。さらに増大させていくのか。この127億円というのは、県内はもとより、中国地方の町村においてもトップクラスということになるので、これを今後どういうふうな目的で扱っていくのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

それから、同じく監査委員の意見書の24ページに、土地開発基金で購入した土地を一般会計で買い取っていないという記述がありますが、これについて補足説明をしていただいて、どういふことなのか。それで、この対応をいつまでにどういふふうに対応される予定なのかを教えてください。

決算書、あんまり細かい話はということだが、ちょっと2点だけ教えてください。

決算書の91ページに、顧問弁護士の227万3,824円というのがありますが、これは全て顧問料ということでもいいのかどうか、個別訴訟費用等が含まれるのかどうか、その辺の内訳を教えてください。

それから、もう一点は、成果報告書の82ページに、随意契約が増加し、地方自治法第167条の2第1項第1号と第5号による件数が増加しているとなっておりますけれど、このうち、第5号の具体的理由としてどういったものがあつたのか、例示で結構なので御答弁をお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 御質疑をいただきました令和5年度の決算ということで、先ほどから御報告をさせていただいているとおりでございます。一般会計の実質収支が4億338万6,000円の黒字ということでありまして。特別会計においても、黒字もしくは収支ゼロということで、各会計とも順調な予算執行ができたものと考えておりますということをお先ほど報告させていただいたところでございます。

町民の皆さんの安心・安全対策であつたり、子育て・教育支援であつたり、基盤強化というこ

とで目標を持って進めているところであります。令和5年度においては、やはり主に子育て・教育支援、給食費の無償化であったり、そういったこともしっかり取り組むことができたのかなと思っております。

そのような中で、やはり財政調整基金、こちらの基金をこのたび13億円取り崩しをするということがございました。これはあらゆる要因があるかと思うんですけれども、折からの物価高騰であり、また、電気代、また、町が所有している各施設の維持管理費がやはり大きくなっているというところがございます。

先ほど議員御指摘のとおり、この基金を活用するという点についても、やはりまず基本となる、今年度、財政調整基金を13億円取り崩しということがあります。これを例えば10年続けてしまうとどうなるかということ考えたときに、財政的に健全であるという評価ができるということでもありますけれども、今回の決算を改めて総括して見てみると、責任としてこういった取崩額を今後減らしていく、そのためにはどのような取り組みが必要になるのかということをしっかり考えていかないといけない1つの要因であると思っております。

新しいことも考えていかないといけないが、今までの事業をしっかりと見つめ直していき、まず、財政調整基金13億円取り崩しということを大きく重く考えて、これからの予算策定にしっかりと生かしていく必要があると考えております。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員から御質問いただきました基金の使い道と申しますか、その用途という御質問をいただいております。

基金にそれぞれ用途・目的等がありますので、それに沿った対応をしたいと考えておりますが、一方で財政調整基金については、今後、不測の事態、大規模災害等に備えた基金でもありますし、また、今後、公共施設、ライフライン等の更新も今からはじまっていくと予想されます。そういったことに備えて基金としては使っていかなければならないと思っておりますし、令和6年度の当初予算においても、13億円という財政調整基金を取り崩して予算を組んでおります。そういったことを考えると、基金の数字だけを見ると、県内の中でも飛び抜けて多いというようなことではございますが、やはり基金については、今後、それぞれ町が直面するであろう対策について使用していかないといけないと思っております。

○議長（小田 貞利君） 岡原財務課長。

○財務課長（岡原 伸二君） 御質問のありました監査委員の審査意見書の24ページ、土地開発基金の状況の補足説明をさせていただきます。

この件につきましては、平成20年に当時の土地の所有者の方から土地を購入していただきたいという要望がありましたので、通常でしたら町の一般会計の予算に計上して土地購入費を計上

するところでございますが、当時は財政難ということで、一旦、土地開発基金で購入をいたした  
ということでございます。それが現在まで至っておるということでございます。

以上でございます。

○議長（小田 貞利君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） 田中議員から決算書91ページの顧問弁護士の委託料の内訳という  
ことで御質問いただいたことについて、御回答いたします。

内訳に関しましては、全額が顧問弁護にかかる相談料ではなく、御指摘のありましたように、  
各種裁判等に伴う報酬金や手付金なども含まれております。詳細な金額も必要ですか。（発言す  
る者あり）よろしいですか。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 暫時休憩します。

午前11時30分休憩

.....  
午前11時31分再開

○議長（小田 貞利君） 休憩前に引き続き会議を再開します。瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 財務課の決算資料ですが、地方自治法第167条の2第  
1項第5号に多いのは、私が所管する施設整備課が結構多いものですから、主な理由を申し上げ  
ます。

第5号は緊急施工という形になります。昨今の災害で大きな穴が開いたとか倒木があった場合  
には、入札に付するいとまがありませんので、第5号を適用して随意契約とすることが主な理由  
でございます。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 私がお聞きしたのは、土地開発基金について、これをどうするの  
か、要するに、買戻しをしていないのをどうするのかということだったんですが、経緯じゃなく  
てこうやって指摘を受けて、これをじゃあどう対応するのかということをお聞きしたので、もう  
1回御答弁をお願いします。

基金残高については、確かにリスクに備えるということも大事なんですが、今の127億円、  
この規模についてどう評価されておられるか。リスクに備えてもっと増やしていくんだとか、何  
らかの目的のために使っていくんだとか、でも、これだけは確保しておく、留保しておくよとい  
うようなところが、基金の目的としてどの程度の規模感があるのかなのか、その辺をお聞きし  
たので、もう1回、そういうことを踏まえて御答弁をお願いします。

それから顧問弁護士の件ですが、要するに227万3,824円という実績、これ、当初予算

79万2,000円の3倍近い金額になっている。もちろん、個別訴訟費用が含まれるなら、それは当然上がるでしょうけれど、果たしてそういうことでいいのかどうか。契約のあり方として、当初予算が10で成果が30になる。これはちょっとやっぱり——そうすると、結局、無制限に10が100にもなるのか、200にもなるのかということになっていくので、そうすると、公契約としてのあり方としてちょっと適正ではないのではないかなと感じております。

要するに、当初予算79万2,000円、もちろん、相談業務が増えて増減することはあるでしょうけれど、3倍近い金額で実績が上がってくるんなら、その増加分、個別の訴訟費用の部分は別契約にするとか、普通はそういうふうにすると思うが、その辺のお考えはないのかどうか、もう1度御答弁をお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） はじめに、土地開発基金の町としての対応についての御質問にお答えいたします。

今回、監査委員の審査意見書のとおり、現在の状況においては適切ではないと、私どもも認識をしております。こういった適切ではないような状況については、当然のことながら予算措置等も必要になってきますが、改善をしていきたいと思っております。

もう1点、基金のことについて再度質問をいただいております。基金については、どれぐらいためるのかといった目標というのは、当然多いに越したことはないと思っております。しかしながら、先ほど答弁をさせていただいたとおり、それぞれの基金については目的用途等がそれぞれ定められております。財政調整基金については、町の不測の事態等々に対応するための基金でございますので、現在、この財政調整基金については、先ほど答弁したとおり、令和6年度の当初予算においても13億円というかなりの高額を取り崩しを行っております。このペースでいくと、あと数年近くで基金が底をついてしまうという状況でございますので、ここは町の行財政改革をそれぞれしっかり進めることで、少しでも町民のための安心・安全に対する施策と町長が掲げる3つの重点的な施策に効率的にあてられるように、町としてもしっかり取り組んでいきたいと思っております。

顧問弁護士の委託料の関係でございます。確かに当初予算と比べると、実績についてはかなりの支出をしております。これはあくまで町に対する訴訟等の件数が増えたというのが主な理由であろうかと思っております。当然、当初予算の策定時においてはしっかりと実績等も踏まえながら、計上していきたいと思っておりますけれども、訴訟が多くなるのはやはり何らかのいろいろな問題があると私どもも考えておりますので、そこはしっかりそういったことがないように取り組んでいきたいと思っております。あとは予算の配分で、委託料に組むのかどうかという質問であったと思っておりますが、現時点においてはこのとおりに進めていきたいと思っております。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 何か皮肉っぽい御答弁だったと思うんですが、私が言っているのは、支出が増えていることが問題ということじゃなくて、契約のあり方として、3倍近く変更になって、変更というか増えて、それを同じ契約でやるのはどうなんですかということで、もちろん、訴訟っていつ起こるか分からないので、突発的に増える、当初予算では組めないところもあるとは思いますが、私が言っているのは、当初予算は顧問契約に基づいて予算立てをしているので、月6万6,000円の12か月分ということだと思うんですが、訴訟が発生したときには個別契約として別に契約をすべきじゃないんですか、予算を執行すべきじゃないんですかということをお尋ねしているんです。全て顧問料、当初の6万6,000円の変更で3倍にも4倍にも5倍にも訴訟が増えれば、もっと増えるということになるのはいかがなものですか、契約上、公契約として適正かどうかということをお尋ねしたので、そういう観点から、もし答弁があれば御答弁をお願いします。

基金について、今、13億円取り崩しと言われますけれど、これは今後ずっとこの取り崩しが続くということを想定されているのか。そうであれば、もっとこの基金を増やしていかなきゃいけない。その辺の計画性はどうかということをお尋ねしたので、私の個人的な考え方としては単に増やせばいいというものじゃないと思う。やはり公共として、自治体として使うべきところは使っていく、そういった姿勢も必要だと思うので、単にこの基金残高が多いからそれでいいよという問題じゃなくて、やはりそこには基金の計画・目的というものがあるはずなので、そこを教えてください。例えば、将来のリスクが200億円規模であるから、それを目指して増やしていくんですよということなのかどうか、たまたま今127億円の基金があるということじゃなくて、その辺の計画性はあるんですか、目的というものはあるんですかということをお聞きしたので、そういった観点からもう1回御答弁をお願いします。

土地開発基金については適切ではない、改善をされたいということで、それは当然なのだが、私がお聞きしたのは、どういうふういつまでに改善するんですか。当然、そこまで認識をされているのなら早急に手を打たれるんだろうと思うが、その辺をお聞かせくださいと最初から申し上げている。結局3回目になってしまいました。3回目はきちっと御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 最初に、顧問弁護士の委託料のことについての御質問にお答えいたします。

最初におわびを申し上げますが、私の答弁の仕方が大変悪かったのであろうと思っております。個別の案件については個別で契約をしております。そういったところが先ほどからの答弁でちよ

っと漏れておりましたので、おわびをさせていただきたいと（「別契約」と呼ぶ者あり）はい（「別契約」と呼ぶ者あり）別契約でしております。

それと、基金についてでございます。一番最初の答弁で申し上げたのですが、やはり町の様々な施設、そろそろ老朽化も進んできております。そういったことへの対策、かなりの金額が今後必要になってこようかと思っております。それは当然、数年単位で更新できるものではないと私も思っておりますので、そういった不測の事態等も、なおライフラインの更新等も踏まえたうえでの計画性を持った対応をしていきたいと思っております。

土地開発基金のことについてでございます。これはいつまでかという御質問だったと思います。当然、今、こういった適切ではないような状況でございますので、早急に対応しなければいけないと認識をしております。

○議長（小田 貞利君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 先ほど中元総務部長からも説明がありました財政調整基金の考え方について、本年度、周防大島町は合併して20年を迎えるわけでございますが、合併の頃というのは財政調整基金が本当に2億円ほどしかなかった、そこからスタートをしています。それで、先人の皆さん、また、職員の皆さんの努力によって、今、財政調整基金に余裕があるということになっています。

ただ、このたびの報告にあるとおり、令和4年度は財政調整基金の取崩額ゼロだったものが、令和5年度になると13億円の取り崩しとなってしまった。先ほども申しましたけれども、これは非常に大きいことであるということでもあります。基金は財政調整基金だけではなくて、町であらゆる基金立てをしておるものの1つになるということでもありますけれども、それぞれの基金にはそれぞれの基金の目的があります。財政調整基金についても、これは先ほど中元総務部長からお話がありましたとおり、災害のときとかそういったことであろうかと思うんですが、ただ、具体的にこれだけあれば安心、これだけあれば不安というようなものではないと思います。これは町においてどういった形で、例えば町民の皆さんの安心・安全のためとか、充実のためにどういったことが提案できるのかということ町執行部、そしてまた議会の皆さんと協議を重ねながら、これは使っていくものなんだろうと思っております。

ただ、先ほどから申し上げているとおり、物価高騰であったり、あとは施設の維持管理であったり、そしてまた電気代の高騰であったりというような状況がありますので、ある程度の蓄えとか備え、また、災害等々もありますので、そういった備えは必要になるのかなと考えております。何より大切な蓄えの財政調整基金でありますので、しっかりと活用できるように皆さんで考えてまいりたいと思っております。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第2号令和5年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第3号令和5年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第4号令和5年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第5号令和5年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第6号令和5年度周防大島町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第7号令和5年度周防大島町下水道事業特別会計決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第8号令和5年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について、質疑はありませんか。  
田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 1点だけお尋ねをいたします。今回、50億円近い決算ということで、決算以前の話になるのだが、これ、前々から住民の方からもお聞きしていて、現状は変わらない。大きな事業をしながら、例えば、診察を拒否されたとか、休日・夜間、それから救急が受け入れられなかったとか、事情はあると思うが、毎年変わらず、そういう苦情をお聞きします。

何でこれが解決できないのかなと思うような小さい話や通院バスの問題とか、そういったこともずっと変わらずお聞きしております。

1つは説明責任の問題もあると思うが、この決算をする前の話として、こういったことに対して病院がどういう認識を持たれておられるのか、何が原因でどうすれば解決ができると考えておられるのか、その辺をお聞かせいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（小田 貞利君） 山中病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（山中 茂雄君） ただいま御質問がありました現状の診察の体制、また、通院バスの状況についての御質問でございます。

救急医療体制というのは非常に重要だと思っております。現在、医師の高齢化や医師不足が、顕著に現れております。しかしながら今、大島病院と東和病院は、救急告示病院という救急体制を取っており、医師の確保も一生懸命頑張っておりますし、柳井広域消防とも救急車を含めた地域の救急医療体制をどうしていくのかということも真摯に協議しております。中でも常勤の医師と非常勤医師にも、救急をなるべく取ってくださいと言っている。じゃあどういふふうな体制を取るべきなのかということは今、中で一生懸命議論しております。

先ほども申しあげましたように、以前は山口大学の医局から常勤医師を含めた医師が派遣されておりましたが、今は非常勤医師のみとなっております。今、山口大学の医局も非常に厳しい状況と聞いておりますが、その中でも何とか非常勤医師は送っていただいております。ほかの大学もしかりですけれども。

その中で、今、第2期再編計画を考えておりますけれども、地域の住民の方々がしっかり安心して医療を受け続けることができる、救急車を含めて何とかこの島で診るべき医療、やはり大きな事故とかになりましたらなかなかこの島だけでは診ることが難しいと思いますので、島外に搬送ということになるかと思いますが、この島の中で入院も含めた救急は何とか診れる体制をつくっていく、維持していきたいと考えております。

通院バスについても、町長部局の公共交通の見直しに病院事業局も入って一生懸命考えております。ぜひ、これは第2期再編計画でも記載をしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 田中議員の質疑と似ているのですが、平成30年度から令和5年度の損益計算書をちょっと見ておると、先ほど石原病院事業管理者が言われたように、患者が減ったからということはおもう十分わかっております。そして、今、山中病院事業局総務部長が言われたように、努力をされておるといふのも、私、最近特にわかります。よく動かれておるといふこともわかっています。ただ、問題として、今回、純損失が約5億1,000万円、その前は

新型コロナウイルス感染症関連の補助金の関係があったから3年間はプラスになっております。また、その前の令和元年度決算は約2億6,000万円の赤字、その前の平成30年度決算が約5億9,000万円の赤字ということで、令和5年度純損失が約5億1,000万円、このままでおると恐らく大きな何かがあれば改善するのは難しいのではないかと思います。そこの辺りの手立てを、今から考えていただけるとは思うんですが、今年度認定をする中でやるべきことはやったのか、まだやりたいことがいろいろあるんだというところがあれば、答弁をお願いしたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（小田 貞利君） 山中病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（山中 茂雄君） ただいまの収支についての御質問ですけれども、我々、昨年度、周防大島町病院事業経営強化プランを策定しまして、この計画の中での黒字というものを掲げておりますが、それは病院だけでございます、実は、介護も含めて大きな赤字を計上しております。令和5年度5億円以上の赤字決算となったわけですけれども、要因としましては、施設が分散しておりまして、人の動きも含めて、非常に赤字体質の要因になっております。そこは第2期再編計画の中でしっかりと集約化させていただきまして、先ほど石原病院事業管理者が申し上げましたように、町民の方々に御迷惑をおかけしない形で医療や介護、公と民の役割分担をしっかり踏まえて、民業圧迫とならないような形で、公立が公立でなければ担えない分野への重点化をしつつ、この島に医療、また、必要な介護を残していける体制を今、検討しております。次の令和6年第4回定例会では、ある程度の形をお示しできるように、今、鋭意準備しておるところでございますので、よろしくお願いします。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りします。決算認定の質疑が終了しましたので、認定第1号令和5年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第8号令和5年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定についてまでの8議案を本日配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号令和5年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第8号令和5年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定についてまでの8議案を本日配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前11時58分休憩

午後 1 時00分再開

○議長（小田 貞利君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

執行部より、報告第1号について訂正をさせていただきたいとの申出がありました。これより執行部に説明をさせます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 議案つづりの4ページにございます報告第1号放棄した債権の報告についての令和5年度債権放棄調書の表にあります一番下の合計件数のところに13件と記載しておりますが、正しくは12件の誤りでございます。また、私が補足説明をした際も、同じく13件という発言をしておりますので、正しくは12件と訂正をさせていただければと思います。大変申し訳ございませんでした。

○議長（小田 貞利君） 説明が終わりました。ただいまの件については、SideBooksのデータを正しいものに更新するよう指示いたします。

---

#### 日程第19. 議案第1号

○議長（小田 貞利君） 日程第19、議案第1号令和6年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 議案第1号令和6年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に5億8,316万7,000円を追加し、予算の総額を166億9,290万2,000円とするとともに、第2条において地方債の補正を行うものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

歳入につきまして、10款1項1目地方交付税は、令和6年度の普通交付税交付額が67億1,060万7,000円と決定されましたことから、当初予算との差額1億1,060万7,000円増額するものでございます。

14款国庫支出金1項国庫負担金3目災害復旧費国庫負担金は、令和6年7月10日からの梅雨前線豪雨災害により被災した町道日見崎線災害復旧工事に対する公共土木施設災害復旧費負担金366万8,000円の計上でございます。

2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金は、6 月補正において計上した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の給付金・定額減税一体支援枠分につきまして、交付限度額（概算分）の見直しに伴い、2,168 万 3,000 円の追加計上でございます。

3 目衛生費国庫補助金は、子宮頸がんワクチン接種にかかるマイナンバー情報連携システム改修に対する感染症予防事業等国庫補助金 8 万 3,000 円の計上でございます。

5 目土木費国庫補助金は、道路新設改良事業に対する活力創出基盤整備交付金の配分額減額に伴い、1,644 万 9,000 円の減額でございます。

6 目消防費国庫補助金は、木造住宅耐震診断調査業務の単価の減及び申込件数の増加見込みに伴い、住宅・建築物耐震改修等事業交付金 1 億 6 万 9,000 円の増額でございます。

1 2 ページをお願いいたします。

1 5 款県支出金 2 項県補助金 2 目民生費県補助金は、県が新たに取り組む事業として、保育所における 3 歳未満児クラスへの保育士加配支援にかかる、こどもまんなか保育体制強化事業補助金や保育の無償化事業にかかる、やまぐち子育て応援第 2 子以降保育料無償化事業費補助金、多子世帯保育所副食費軽減事業費補助金など、合計 7 億 2 万 2,000 円の計上でございます。

4 目農林水産業費県補助金 1 節農業費補助金の新規就業者等産地拡大促進事業補助金は、イチゴハウス施設整備事業の新規計上や選果機改修事業費の変更などにより 1,074 万 4,000 円の追加計上でございます。

2 節水産業費補助金の新規漁業就業者定着促進事業費補助金は、県の補助金上限額引き上げに伴い、100 万円の追加計上でございます。

6 目消防費県補助金は、木造住宅耐震診断調査業務の単価の減及び申込件数の増加見込みに伴い、山口県民間建築物耐震改修等推進事業費補助金 2 億 2 万 2,000 円の計上でございます。

7 目教育費県補助金は、浮島小学校校務員経費が教員業務支援員配置事業補助金の対象となったことから、交付予定額 3 億 5 万円を計上しております。

1 7 款 1 項寄附金 3 目民生費寄附金は、社会福祉や、まちおこしのために 5 億 0 万円の御寄附をいただきましたことを受けての計上でございます。今後、寄附金の活用策を検討し、事業費の予算計上は令和 7 年度当初予算で計上する予定ですので、今年度は本寄附金をまち・ひと・しごと創生基金に全額積立てを行い、事業実施の際の財源とする予定でございます。

1 3 ページをお願いいたします。

1 8 款繰入金 1 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金は、財政調整基金の取り崩しを 9,557 万円減額し、財源調整を行うものであります。

6 目ふるさと応援基金繰入金は、陸上競技場本部棟屋根補修工事の財源として 1,477 万 3,000 円の計上でございます。

19款1項1目繰越金は、令和5年度からの繰越金が4億338万5,728円でありましたので、当初予算額1,000万円との差額3億9,338万5,000円を追加計上するものでございます。

20款諸収入4項2目雑入につきまして、B&G財団修繕助成金は、B&G海洋センタープール改修事業に対する助成金の決定通知に伴い、1億円を計上しております。

スポーツ振興くじ助成金は、長浦スポーツ海浜スクエア多目的グラウンド人工芝改修事業に対する助成金の交付内示に伴い、600万円の減額計上でございます。

後期高齢者医療療養給付費負担金過年度精算分は1,869万1,000円を、観光施設の修繕経費に対する観光交流助成事業助成金は500万円を、また、新型コロナウイルスワクチン接種費用の増額に対する新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金は1,909万円を計上しております。

14ページお願いいたします。

21款1項町債につきまして、4目過疎対策事業債、6目合併事業債、7目災害復旧事業債は、各事業費の調整に伴う計上でございます。また、5目の臨時財政対策債は、限度額の確定に伴う計上でございます。

次に、歳出でございます。

15ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の行政一般管理経費は、町制20周年記念行事にかかる報償費、児童手当拡充に対応するための人事給与システム改修委託料として合計82万4,000円の計上でございます。

5目財産管理費の基金管理経費は、地方財政法第7条第1項に基づき、令和5年度決算剰余金の2分の1以上を財政調整基金へ積み立てるため、2億200万円の積立金と、歳入の寄附金で御説明したとおり、まち・ひと・しごと創生基金への積立金500万円の計上でございます。

6目企画費の企画一般経費は、令和5年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業の実績に伴う償還金383万4,000円の計上でございます。

7目支所及び出張所費について、久賀支所管理経費は、久賀庁舎内の全熱交換器ロスナイ故障による取替修繕費など50万4,000円の計上でございます。大島支所管理経費の修繕費は、保守点検結果による集合排水処理施設のばっ気ブロー分解修繕のほか、吸収式冷温水機の故障部品の交換修繕など261万2,000円を計上しております。また、地域の要望に対応するため、久賀・大島・東和・橘の道路等維持管理経費に工事請負費を、東和・橘の小規模施設整備事業費に補助金を追加計上いたしております。

16ページの一番下、日良居出張所経費は、日良居公民館の雨漏りに対する防水工事費58万

3,000円の計上でございます。

17ページをお願いいたします。

2項徴税費1目税務総務費の返還金及び還付金等は、町税の償還額増加見込みに伴い、償還金220万円の追加計上でございます。定額減税補足給付金事業（物価高騰対策給付金）は、定額減税補足給付金の給付対象者増加見込みによる600万円の追加計上でございます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の福祉医療事業は、過年度分の福祉医療費高額療養費償還金139万9,000円の計上でございます。

社会福祉施設整備事業経費は、デイサービスセンター和田苑の浴水循環ろ過装置の不具合による電動弁取替修繕とデイサービスセンターしらとり苑の雨漏り修繕にかかる修繕費として合計69万3,000円の計上でございます。

行旅病死人取扱事業は、令和3年度に身元不明人の行旅病死人として本町が埋火葬を執行した案件について、遺族による費用弁済があったため、県から支弁されていた行旅病死人取扱費の返還金4万6,000円を計上いたしております。

2目障害福祉費の障害福祉一般経費は、自立支援給付費負担金等にかかる国・県補助金の前年度精算による償還金1,732万6,000円の計上でございます。

障害者地域生活支援事業は、自動車運転免許取得費助成事業の申請件数増加見込みに伴い、10万円の追加計上でございます。

18ページをお願いいたします。

5目介護保険対策費の介護保険対策事業は、低所得者保険料軽減負担金にかかる国・県負担金の前年度実績等による償還金113万7,000円を計上いたしております。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費の児童福祉総務一般経費は、子ども・子育て支援交付金など国・県補助金の前年度実績による償還金1,112万8,000円を計上しております。

4項保育所費の久美保育所運営経費は、人事異動による職員配置に伴う会計年度任用職員の給料の減及び園児の新規入所に対応するため、会計年度任用職員の報酬等の増額など人件費の補正が主なものでございます。

19ページをお願いいたします。

5目保育所運営費の私立保育所運営経費は、こどもまんなか保育体制強化事業補助金790万円を新規計上しております。本事業は、保育所における3歳未満児クラスへの保育士の加配支援を行うことにより、保育士の業務負担軽減や保育の質の向上を図ることを目的として補助金を交付するもので、財源として県補助金を充当しております。また、県が第2子以降保育料無償化事業費補助金を交付することとなったため、財源の調整を行っております。

3項生活保護費1目生活保護総務費は、医療扶助費等国庫負担金等の前年度精算による償還金

4,425万4,000円の計上でございます。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費の保健総務一般経費は、新型コロナウイルスワクチン接種関連事業などの国・県補助金等の前年度精算による償還金227万円の計上でございます。

20ページをお願いいたします。

2目予防費の予防接種事業は、新型コロナウイルスワクチン接種費用が見直され、7,000円から1万5,300円に増額となるため、予防接種委託料1,909万円の追加計上でございます。

なお、増額分に対しては、国の基金管理団体から助成金が交付されることとなっております。

予防接種システム改修の43万5,000円は、子宮頸がんワクチン接種にかかるマイナンバー情報連携システム改修経費の計上でございます。

3目環境衛生総務費の施設維持管理費は、旧ウインドパークのグラウンド内トイレの維持管理経費として22万8,000円の計上でございます。久賀東庁舎維持管理事業は、久賀東庁舎舗装工事において、舗装面積の増加に伴い工事請負費19万8,000円の追加計上でございます。

4目火葬場費の橋斎場管理経費について、修繕費は、火葬棟の空調設備修繕や換気扇不良による取替修繕として53万4,000円を計上しております。斎場発電機リース料は、発電機更新工事の完成時期が令和7年1月末の予定となったため、現在リース中の発電機のリース期間も更新工事の完成時期にあわせて延長する必要があることから、25万円追加計上いたしております。

21ページをお願いいたします。

5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費の特産対策事業は、イチゴハウス施設整備事業の新規計上や選果機改修事業費の変更のほか、当初計上事業にかかる県事業の予算配分がなかったことによる事業費の調整を行い、新規就業者等産地拡大促進事業補助金482万円の追加計上でございます。

5目農地費の農業用施設維持管理経費は、地元要望に対応するため、農道補修等の工事請負費568万3,000円の追加計上でございます。

7目農村環境改善センター費の蒲野センター管理運営経費は、健康管理室の雨漏り修繕、舞台つり物制御盤の部品交換にかかる修繕費121万3,000円の計上でございます。

3項水産業費2目水産業振興費の水産振興対策事業は、浮島江ノ浦地区重油タンク新設工事に対する漁業経営構造改善事業補助金3,280万円の計上でございます。

新規漁業就業者確保育成推進事業補助金は、県の補助要綱改正による補助金上限額の引き上げに伴い、漁船リース事業の補助金200万円の追加計上でございます。

3目漁港管理費の漁港施設管理事業は、梅雨の長雨により漁港内や河口に堆積した土砂等の浚渫工事費として500万円を計上しております。

22ページをお願いいたします。

6款1項商工費1目商工総務費の旧ウインドパーク管理経費は、コンデンサ取替経費とコンデンサに低濃度PCBの含有があった場合の処分費として、合計72万円の計上でございます。

3目観光費の竜崎温泉管理運営経費は、不具合が生じているボイラーの修繕、老朽化による露天風呂デッキ修繕及びろ過ポンプ等の修繕費として450万円の計上でございます。

7款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう維持費は、財源の調整でございます。

2目道路新設改良費の道路新設改良事業は、橋りょう補修設計業務において現地踏査による試験項目の追加や下部工等の設計の追加が必要となり、事業費の調整のため、委託料及び工事請負費の補正でございます。

23ページをお願いいたします。

6項住宅費1目住宅管理費の公営住宅維持管理経費は、今後見込まれる入居前修繕や維持修繕経費として1,449万円を計上いたしております。

8款1項消防費2目非常備消防費の消防団活動事業は、船舶の借上件数増加見込みにより、車両船舶借上料11万6,000円の追加計上でございます。

4目災害対策費の災害対策事業費は、木造住宅耐震診断調査業務の契約予定先変更による単価の減と申込件数増加に伴う耐震診断の委託料33万7,000円の追加計上でございます。

24ページをお願いいたします。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費につきまして、廃校利用対策経費は、旧城山小学校グラウンド周辺の樹木がネットを突き破り、近隣民家等への影響を考慮し早急に樹木の剪定を行う必要があるため、委託料47万8,000円を計上しております。

スクールバス管理運営経費は、秋地区から1年生児童が安下庄小学校に入学し、下校時間は高学年児童と異なるため、秋地区から安下庄小学校間の送迎タクシーの追加運行が必要となったため、56万1,000円の追加計上でございます。

2項小学校費1目学校管理費の小学校施設管理経費は、三蒲小学校校舎の雨水排水柵に樹木の根が詰まり排水できないため、雨水排水修繕と今後見込まれる学校施設修繕費として、合計89万6,000円を計上しております。

3項中学校費1目学校管理費の中学校施設管理経費は、電気工作物保安点検により大島中学校の汚水処理装置制御盤の修繕が必要となったため、制御盤修繕と今後見込まれる学校施設修繕費として、合計43万6,000円を計上いたしております。

25ページをお願いいたします。

4項社会教育費2目公民館費につきまして、久賀公民館管理運営経費は、舞台機構点検結果による舞台設備のワイヤー等の修繕費87万8,000円の計上でございます。

大島公民館管理運営経費は、会計年度任用職員の任用年数に応じた人件費の追加計上でございます。

5目社会教育施設費につきまして、大島文化センター管理運営経費は、吸収式冷温水機の故障部品の交換修繕費として92万4,000円の計上でございます。

東和総合センター管理運営経費は、東和総合センター前の駐車場出入口付近に地下に埋設した水路を塞ぐためのグレーチングを設置しておりますが、このグレーチングを支えているH鋼材の腐食により落下の危険性があるため、H鋼材取替修繕と東和総合センター階段吹抜部の雨漏り修繕として、合計48万1,000円の計上でございます。

26ページをお願いいたします。

5項保健体育費1目保健体育総務費の保健体育一般経費は、スポーツ振興事業の事務補助にかかる会計年度任用職員の任用形態変更による人件費の調整でございます。

2目体育施設管理費の健康管理センター管理運営経費は、農業者健康管理センターのアリーナ天井の照明器具故障に伴う照明器具取替修繕費60万2,000円の計上でございます。

海洋センター管理運営経費は、B&G海洋センタープール改修工事にかかるプール槽搬入前工場検査に要する普通旅費4万6,000円。

27ページの修繕費には、すば一く大島の雨漏り修繕等83万9,000円の計上でございます。

総合体育館・陸上競技場管理運営経費は、老朽化に伴う白木公有地施設キュービクル修繕費118万6,000円を、手数料は下水道接続工事に必要となる白木公有地浄化槽の不明水引抜手数料15万1,000円を、工事請負費には、陸上競技場本部棟の屋根補修工事と陸上競技場下水道接続工事として3,404万3,000円の計上でございます。

3目学校給食費の久賀学校給食センター管理運営経費は、不具合が生じている事務室のエアコン取替修繕と故障中の保存食冷凍庫の購入費として、合計83万9,000円の計上でございます。

10款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費1目道路橋りょう災害復旧費の現年度道路橋りょう補助災害復旧事業は、令和6年7月10日からの梅雨前線豪雨災害により被災した町道日見崎線災害復旧工事費650万円の計上でございます。

28ページをお願いいたします。

12款諸支出金1項1目繰出金につきまして、他会計繰出金は1億1,269万2,000円の計上となっております。

介護保険事業特別会計繰出金は、補正に伴う繰出金の調整でございます。

病院事業特別会計繰出金は、普通交付税の確定による調整と公債費にかかる繰出金の算定基準

を国の繰出基準に準じ、増額を行っております。

以上が歳入歳出予算補正の概要でございます。

続きまして、6ページにお戻りいただきたいと思っております。

地方債の補正についてでございます。

公共土木施設災害復旧事業債の追加、過疎対策事業債、臨時財政対策債及び合併特例事業債の補正に伴う限度額の変更を行うものでございます。

以上が、議案第1号令和6年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げ補足説明を終わらせていただきます。

○議長（小田 貞利君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

議案第1号、質疑はありますか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 説明をお伺いしたうえでいくつか確認したい点がありますので、御質問させていただきます。

まず、19ページ、民生費の中で、保育所運営について、県のほうでこどもまんなか保育体制強化事業というものが今年度はじまるということで、町に関係するところとして、3歳未満児クラスへの保育士の加配を要件に、各保育園に補助金が出るということなのかなと理解しているんですけども、これは町内の保育園全てが加配をするのか、それに伴い各保育園に補助金を出されるのか、それともいくつかの保育園に限られるのか、分かれば教えてください。

また、21ページ、農林水産業費の中で、農業用施設維持管理経費の増額がございました。御説明によりますと、これは地元要望による農道の補修に対応するための増額ということでございましたが、これは町内にかなりの箇所があるのか、それとも大規模に修繕が必要などこか特定の箇所なのか教えてください。

次に、23ページ、消防費の中で、災害対策費としまして、木造住宅の耐震診断の委託料について増額がございました。こちらは、耐震診断を希望する件数が増える見込みであるということと、その診断をする事業者が変わって単価が下がった。それで増減の結果、増額という説明でございましたが、耐震診断の件数というのは近年においても今年は特に多くなりそうということなのかという点と、診断を行っていただく契約先というのは、毎年、例えば見積りにより業者を選定されているのかどうか、その2点を教えてください。

最後に、26ページ、教育費の中で、スポーツ振興事業の会計年度任用職員の任用形態が変わって人件費が減額になるというお話だったかなと思うのですが、これはどういった事業に携わっていただく会計年度任用職員の業務で、どういう形態からどういう形態に変わって減額になった

のか教えてください。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 中村健康福祉部長。

○健康福祉部長（中村 晴彦君） 白鳥議員からのこどもまんなか保育体制強化事業補助金についての御質問ですが、この話が県から来たときに、町内の保育所で行っている保育協会の会議の中で、この事業について説明させていただいて、手をあげてきた園が町内3園でございます。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 農業用施設維持管理経費についてですが、具体的に申し上げますと、農道3件の補修工事になっております。状態は、補足説明の中にもありましたが、地元からの要望ということになってはいますが、傷みが激しいので、要望を聞いたうえで補修をするということです。たちまち道路が落下するというのではないんですが、溝ができていたり通行に不便を生じているので、今回補正予算にあげて対処するというにいたしました。

○議長（小田 貞利君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） 私からは、耐震診断の委託料の変更というところで、件数は今年度かなり増えているというのが実際のところでありまして。当初予算の見込み数よりも相当増えています。

業者につきましては、たくさんあるわけではなく、これまでは県の建築士事務所協会にずっとお願いしておりました。年々単価が高くなってきているという現状がありまして、今年度に入り、県などにほかに業者があるかどうかを確認したところ、建築士会という建築士事務所協会ではなく山口県建築士会というところもありますと、御紹介を受けまして見積りを取ったところ、単価が約4万円違うということが判明しましたので、今年度より新たに契約先を変えたことで単価が下がったというところでございます。

○議長（小田 貞利君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 教育費の保健体育一般経費の人件費のことですが、まず最初に、フルタイムの会計年度任用職員を任用する予定でおったんですが、公募をしてもなかなか応募がないという実態がございました。それで、任用形態をフルタイムからパートタイムに変更して募集をかけるために、こういうふうなことになったところでございます。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 御説明ありがとうございました。

まず、耐震診断について再質問させていただきたいんですけども、これは例年、当初予算で

は何件ぐらいで、このぐらいと予算が立てられているかと思うんですけども、この財源としては全て国と県の支出金でということで、これは今回のように結構予定よりも多く診断したい方がいたということになると、年度内にある程度追加で認められるということが多いのかどうか。例えば、もう枠がいっぱいだから来年度にという話にならずにできるのかどうかを教えていただきたいというところと、26ページの教育委員会の会計年度任用職員がフルタイムではなかなかいなかったの、パートタイムということですが、それはパートタイムを何人か組み合わせてフルタイムに見合うぐらいの業務量をカバーできるようにされたということなのか、そもそもフルタイムではなくパートタイムで十分賄える業務量であるという御判断なのか、その点を教えてください。

○議長（小田 貞利君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいまの耐震診断の御質問でございます。当初予算の段階では、本年度に関しましては12戸の耐震診断を予定しておりました。大体毎年10戸前後の予算を計上しておりますけれども、本年度、既に要望自体が20件近くあり、倍近く要望があがっている状態でありますので、今回の補正をせざるを得なくなったという状況もあります。

それから、財源につきましては、国が2分の1、県が4分の1、残りの4分の1が町の一般財源ということになっております。まだ申請自体はこれから行いますので、変更は今のところはまだしない予定ですけども、当初申請でやる予定です。

これまでも、年度途中、一旦申請をして最終的に変更が可能な場合もありますが、これも国や県の予算の関係もあるので、絶対できるという保証があるものではありませんので、一旦申請して、補助にのれない場合には次年度に回っていただくということも過去にございました。可能であれば当年度で行いたいところではあるんですが、場合によっては翌年度に回っていただくということもあると認識していただければと思います。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） フルタイムからパートタイムへの形態を変更したことによるパートタイムの今の任用形態——時間ですが、今、週2日から週3日の任用をしております。その他については正規職員がその分対応して、乗り切っているというところでございます。

以上です。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 3点ほどお尋ねをいたしますが、21ページの農業振興、水産振興の補助金の増額理由は御説明のとおりなんでしょうけれど、この補助金についての上限というんですか、ある程度の規制というか基準があるのではないかと思うが、その辺はどのように考え

ておられるのか御答弁をお願いします。

それから、22ページ、旧ウインドパークの管理経費ということで、20ページにも旧ウインドパークの関係で御説明がありましたけれど、旧ウインドパークは、たしか無償貸付けでもう利活用がされているのではないかと思うのですが、その辺の関係というか、状況はどうなっているのか。町がこうやって予算を講じなければならない状況なのかどうか、御説明をお願いします。

23ページの公営住宅の修繕費ですが、先ほどの御説明では、今後見込まれる入居前修繕費等で計上されているということですが、これはもう具体的に入居の案件があるから、それに対する修繕費ということによろしいのかどうか、御答弁をお願いします。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） まず、農業それから水産業に対する補助金の上限ということですが、農業関係は基本的に上限というのは定められておりません。ただ、今回、補正にもあがっております漁船リース事業ですが、上限が1件あたり事業費で800万円と決められております。決められておりますといえますか、今までは上限が400万円だったのが、800万円に変わったということになります。それ以外には、基本的に上限額というのは定められていないという状態です。

旧ウインドパークの件ですが、まず無償貸付けについては、今、利活用者検討委員会開催中でして、検討をしているところです。今回、予算を計上したのは、まだ利活用者が決まっていますので、管理は町ということになります。電気工作物の法令点検でコンデンサがもう経年劣化している。このまま放置すれば火災等の原因にもなるので取り替えること、という指摘がございましたので、この補正予算に計上させていただいて取替をするということにしております。

公営住宅の修繕費についてですが、これは以前の議会でも話が、こういう御質問があったと思うが、非常に一般の修繕、それから入居前修繕件数の見込みを立てることが難しいというのが案件としてあります。ですから、当初予算においてある程度の予算を計上し、9月なり12月で——昨年度は12月で補正をしましたがけれども、今年度は新たな入居応募者が多かったものですから、ちょっと前倒しという言い方はおかしいですが、今9月補正にて計上させていただいております。ですから、田中議員が今おっしゃられた、具体的に入居前修繕が何件かというのは、年4回募集をかけますので、なかなか予測は立てづらいというのが実情でございます。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 補助金の関係でもう1回質問しますが、補助金要綱での、補助金の規定での規制ということじゃなくて、予算上、町が予算を組むにあたって、補助金というのは経常経費ではないですから、政策的経費で、やはり一定の補助をするわけですから、その目的もその意義もあるわけですが、今回の補正もそれを無制限に、ちょっと理由は分かりません、理由

というか、その経緯は分かりませんが、当初、例えば1,000万円の予算を組んで、足りなくなったから2,000万円にあげますというものでは補助金はないと思うので、やはりそこは町が予算を編成するにあたって一定の補助金の枠というんですか、上限というのは決めておくべきではないかなと思うが、その辺のお考えはないのかどうかというのをお聞きしたのだが、もう1回御答弁をお願いします。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 今の御質問は、県の補助に限らず、町単独の補助金に対しても同じことが言えると思います。例えば、農業に対する補助金、それから水産業に対する補助金というのは、当初予算を立てる前に要望を必ず聞きます。全ての要望をかなえることができるわけではありません。これは次年度に回してほしいとかといったところです。ですから、具体的な上限金額というのは決めていないんですが、やはりそこは町全体の予算の中でどこまで出せるかという、予算査定での処理になってくると思います。ですから、あがってくれば上限なくどこまでもということではありません。来年度はどれぐらい要望があるかという調査をしたうえで、その中で町がどれぐらいの予算を組めるかというのが毎年の判断になっております。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） そうなのだろうが、私が申し上げているのは、今回、当初予算ではなく補正予算の審議なので、そこは要望があがってきたから予算をつけますよ、そういう面も事情によっては、ある程度は必要であると思います。ただ、それはもう限定的に、極めて限定的に抑制的に対応すべき話で、基本的には一旦、補助金の枠を決めたら、同一年度中はその枠内で収める努力をする、努力するというか、収めるという対応をするのが一般的、普通ではないかなと思う。今回、こうやって多額の補正があがっているということについて、今回、上限はないにしても、規制はないんだけど、それは私は設けるべきじゃないのかというのが1つの今の意見です。今回、それを設けていない、でも、それをフリーにして枠を外してどんどん今回も補正し、また、次も要望があがってきたから補正しますというようなやり方では規律が保てませんよね。そこをどう考えますか。そういうふうにご考慮されることはないと思うが、その認識を、執行部の認識をただしたいと思いますので、もう1回、そういった観点から御答弁をお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 今、田中議員のおっしゃったとおりで考えております。まず、先ほど申し上げたのは、当初予算においてどれぐらい組めるかということ。それから、今回、例をあげますと、水産振興対策に対する漁業経営構造改善事業補助金があがっています。漁業協同組合や皆さんにお願いしているのは、基本的には当初予算だけです。ただし、金額ではないで

すが、緊急性やむを得ない状況があれば、それだけは補正をしましょうということはお話しをしております。

実際、今回補正としてあげていますが、漁業経営構造改善事業の給油タンクです。というのが、浮島漁港に対して今まで燃油を配達していた業者が廃業するということが決まったそうです。そうすると、もう燃料を浮島に運んでいけなくなってしまいます。なぜ補正であげたのかといいますと、重油を一番消費するのはいりこの加工場になります。大体いりこの加工場というのは6月から稼働するわけですが、来年の当初予算では間に合わない恐れがありますので、本補正に計上させていただきました。

田中議員のおっしゃるとおり、出てきたから全てではありません。基本的には当初予算内でやってください。ただし、非常時、状態が緊急であれば、補正で計上するという姿勢は取っております。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第1号令和6年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小田 貞利君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第20．議案第2号

## 日程第21．議案第3号

## 日程第22．議案第4号

○議長（小田 貞利君） 日程第20、議案第2号令和6年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から、日程第22、議案第4号令和6年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）までの3議案を一括上程し、これを議題といたします。

補足説明を求めます。中村健康福祉部長。

○健康福祉部長（中村 晴彦君） それでは、議案第2号から議案第4号の補足説明をいたします。

議案第2号令和6年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について補足説明を行います。

今回は、令和5年度決算に伴う精算の補正でございます。

補正予算つづりの29ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,778万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億8,112万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

37ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

6款繰越金は、前年度決算に伴い、5,778万5,000円を増額するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

38ページをお願いいたします。

5款基金積立金は、前年度繰越金の発生に伴い、5,778万5,000円を増額するものでございます。

以上が、令和6年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての概要でございます。

続きまして、議案第3号令和6年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を行います。

今回は、令和5年度決算に伴う精算の補正でございます。

補正予算つづりの39ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億628万円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。

47ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

4款繰越金は、前年度繰越金を6,000円追加計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

48ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金を6,000円追加計上しております。この納付金は、令和5年度保険料のうち、令和5年度歳出予算により広域連合納付金として支出できなかった保険料を令和6年度歳入予算に前年度繰越金分として今回補正計上し、歳出予算により広域連合へ納付するものでございます。

以上が、令和6年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

続きまして、議案第4号令和6年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を行います。

補正予算つづりの49ページをお願いいたします。

今回の補正は、令和5年度決算に伴う精算が主なものでございます。

第1条で、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億1,921万1,000を追加し、歳入歳出予算の総額を35億3,313万9,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ126万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,099万3,000円とするものでございます。

まず、保険事業勘定の歳入から御説明いたします。

事項別明細書の61ページをお願いいたします。

6款繰入金1項他会計繰入金5目その他一般会計繰入金は、財源調整のための48万3,000円を増額いたします。

3項1目介護サービス事業勘定繰入金は、介護サービス事業勘定の歳入に計上する前年度繰越金と同額を保険事業勘定に繰り入れるもので、126万2,000円を増額いたします。

7款繰越金は、令和5年度決算に伴う繰越金として3億1,746万6,000円を増額いたします。

次に、歳出について御説明いたします。

62ページをお願いいたします。

1款総務費2項徴収費1目賦課徴収費は、過年度の介護保険料の還付金として439万8,000円を増額いたします。

3項1目介護認定審査会費は、会計年度任用職員の期末手当及び共済費の不足分15万円を増額いたします。

3款1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金は、令和5年度決算に伴う介護給付費準備基金への積立てとして1億94万7,000円を増額いたします。

63ページをお願いいたします。

4款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、高額介護予防サービス費相当分負担金の不足分3万円を増額いたします。

3項包括的支援事業・任意事業費3目地域包括支援センター運営事業費につきましては、公用車の修繕費として30万2,000円を増額いたします。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目償還金につきましては、前年度実績に伴う国・県等への返還金として2億1,338万4,000円を計上いたします。

続けて、介護サービス事業勘定の歳入について御説明いたします。

69ページをお願いいたします。

3款1項1目繰越金は、前年度繰越金として126万2,000円を計上いたします。

次に、歳出について御説明いたします。

70ページをお願いいたします。

1款サービス事業費1項1目介護予防支援事業費は、保険事業勘定への繰出金として126万2,000円を増額いたします。

以上が令和6年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

以上で、議案第2号から第4号までの補足説明を終わります。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小田 貞利君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第2号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第3号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第4号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、議案第2号令和6年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から、議案第4号令和6年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）までの質疑を終結します。

これより、討論、採決に入ります。議案第2号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第2号令和6年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小田 貞利君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第3号令和6年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小田 貞利君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第4号令和6年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小田 貞利君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後2時05分休憩

.....

午後2時18分再開

○議長（小田 貞利君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

### 日程第23、議案第5号

○議長（小田 貞利君） 日程第23、議案第5号令和6年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 議案第5号令和6年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をいたします。

この予算は、収益的収入では普通交付税の交付額確定について、収益的支出については企業債利息確定分について補正し、資本的収入及び支出では、新興感染症対応機器整備にかかる支出と整備の財源とする補助金について補正するものです。

第1条は総則です。

第2条の業務の予定量では、（9）の主要な建設改良事業の医療機械器具及び備品購入について、県補助金を活用した東和病院の新興感染症対応のための機器整備により935万円を増額補正し、2億2,988万5,000円としております。

第3条の収益的収入及び支出の収入につきましては、2ページをお開きください。

普通交付税の確定により、収入合計で403万4,000円増額補正し、44億210万円としております。支出につきましては、企業債利息確定により、支出合計で8,000円増額補正し、49億579万8,000円としております。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、3ページをお開きください。

資本的収入は、東和病院の新興感染症対応機器整備の財源とする山口県医療施設等設備整備補助金により935万円を増額補正し、収入合計で2億7,325万円としております。支出につきましては、東和病院の新興感染症対応のための自動遺伝子解析装置整備による建設改良費の増額により935万円を増額補正し、支出合計で10億3,983万2,000円としております。

第5条の他会計からの補助金につきましては、普通交付税の確定により1億1,220万9,000円を増額補正し、12億6,789万9,000円としております。

4ページをお開きください。

第6条の重要な資産の取得及び処分につきましては、先ほどの東和病院の自動遺伝子解析装置を追加しております。

附属資料としまして、5ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

以上が、議案第5号令和6年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小田 貞利君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第5号、質疑はありますか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 自動遺伝子解析装置、この調達方法は入札なのか、随意契約なのか、その辺を御説明ください。

6ページの大島看護専門学校事業収益のその他事業外収益が1,425万7,000円減額になっていますが、これはどういう内容というか、意味なのかを教えてください。

○議長（小田 貞利君） 山中病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（山中 茂雄君） ただいまの自動遺伝子解析装置、いわゆるPCR検査機器でございますけれども、入札で調達する予定でございます。

あと、大島看護専門学校の補正でございますけれども、減の内容で減は、これが企業債の償還金の――すいません、ちょっと確認をさせていただきます。失礼しました。

○議長（小田 貞利君） 岬崎病院事業局財政課長。

○病院事業局財政課長（岬崎 真也君） ただいまの田中議員の御質問にお答えします。

今回、大島看護専門学校事業収益のその他事業外収益のマイナス、こちらにつきましては、今

回補正をしております他会計補助金のうち、企業債償還部分、こちらの繰り入れの交付税措置額と繰出基準との差額を計上しております。当初予算につきましては、交付税措置額で繰入金を計上し、差額をその他事業外収益に計上しております。今回の補正は普通交付税が確定しましたことによりまして、当初計上しておりましたその他事業外収益を減額しまして、他会計補助金を増額補正したという形となっております。

○議長（小田 貞利君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） すいません、間違っていました。補足説明のところで、第3条の収益的収入及び支出の収入につきましては、2ページをお開きください。普通交付税の確定により、収入合計で430万4,000円と言うべきところを403万4,000円と発言していきまして、訂正させていただきます。430万4,000円です。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 4ページの自動遺伝子解析装置、いわゆるPCR検査機器というものだと思うのだが、これを導入することによってどういった効果が期待されるのか。それから、なぜこれを今導入しなければならないのかというところを少し町民の方にも分かるように教えてください。

○議長（小田 貞利君） 山中病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（山中 茂雄君） ただいまの自動遺伝子解析装置、なぜこのタイミングで導入するのかと、その効果はどんなものなのかということでございますけれども、現在、新型コロナウイルス感染症は第2類感染症相当から第5類感染症相当になりましたけれども、日本という国においては、次の感染症からどのように国民を守っていくのかを考えておりまして、やはり重要なことは早期の検査体制でございます。その早期の検査体制を充実する、迅速にPCRの遺伝子解析ができる機械をぜひ、100%の補助金をつけるから導入してほしいという国・県の意向もございまして、今回、東和病院において手をあげさせていただいたところでございます。これは、通常のPCRの機器であれば2時間以上かかると、手間暇もかかるというものですけれども、我々が今この導入を考えておるのはカートリッジ式で、2時間もかからず、もっと早く平易に解析ができる機械を導入したいと考えておりますので、これは町民の方にとっても、早期のしかも迅速な検査体制が確立できるということで、効果はあると考えております。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） ありがとうございます。町民の健康に対する安心・安全にも直結する事業だと思いますので、ぜひ迅速に進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第5号令和6年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小田 貞利君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第24. 議案第6号

#### 日程第25. 議案第7号

○議長（小田 貞利君） 日程第24、議案第6号周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてと、日程第25、議案第7号周防大島町国民健康保険条例の一部改正についてまでの2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第6号及び議案第7号について、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第6号周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてであります。

本議案は、令和5年6月9日に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の制定により、周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

このたびの改正内容につきましては、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

第2条及び第4条につきましては、法改正に合わせ、必要な規定等の整備を行うものであります。

別表第1については、ちびっ子医療費助成、中学生医療費助成、高校生等医療費助成及び未熟児養育医療給付を独自利用事務として加えるものでございます。

別表第2については、乳幼児助成、ひとり親家庭助成、心身障害者助成、ちびっ子医療費助成、

中学生医療費助成、高校生等医療費助成及び未熟児養育医療給付の申請において、独自利用事務の個人番号情報連携が必要となることから、所要の改正を行うものでございます。

なお、令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化され、健康保険証が廃止されますが、マイナンバーカードを利用した個人番号情報連携により、医療保険被保険者資格情報、その他の情報等の確認が可能となり、申請時に必要な、さまざまな添付資料の提出を省略することができるようになるため、申請者の利便性が高まるものと考えております。

また、生活保護法に準じて行う、生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施または徴収金の徴収に関する事務については、特定個人情報に引用していた行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の別表第2が廃止されたことから、引用条文を改めるものでございます。

以上が議案第6号の補足説明であります。

次に、議案第7号周防大島町国民健康保険条例の一部改正についてであります。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の制定によりまして、関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）が公布され、令和6年12月2日から施行されることに伴い、周防大島町国民健康保険条例の一部を改正しようとするものでございます。

このたびの改正内容につきましては、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

第14条中第9項を第5項に、せず、若しくはをせず、又はに改め、又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合を削り、10万円を、10万円に改めるものでございます。

これは、マイナンバーカードと健康保険証が一体化されることに伴い、令和6年12月2日から国民健康保険被保険者証が廃止され、被保険者証の返還にかかる規定が不要となることから、所要の改正を行うものでございます。

以上で、議案第6号及び議案第7号の補足説明を終わります。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑は議案ごとに行います。

議案第6号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第7号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、議案第6号周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてと議案第7号周防大島町国民健康保険条例の一部改正についての質疑を終結いたします。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

---

日程第26. 議案第8号

日程第27. 議案第9号

日程第28. 議案第10号

○議長（小田 貞利君） 日程第26、議案第8号周防大島町陸奥野営場設置条例の一部改正についてから、日程第28、議案第10号周防大島町なぎさ水族館設置条例の一部改正についてまでの3議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第8号から議案第10号までについて、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第8号周防大島町陸奥野営場設置条例の一部改正についてであります。

本案は、施設の維持管理のための定期的なメンテナンスを実施するとともに、働き方改革に伴う労働環境の質的向上と高齢化する施設職員の負担軽減などを図ることを目的に定休日を定めるため、同施設について定めている周防大島町陸奥野営場設置条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

主な改正内容は、第5条に水曜日を定休日とすること及び12月29日から1月3日までを年末年始の休場日と定める内容となっております。

なお、この条例は、令和6年12月1日から施行することとしております。

以上が議案第8号の補足説明であります。

次に、議案第9号周防大島町立陸奥記念館設置条例の一部改正についてであります。

本案は、施設の維持管理のための定期的なメンテナンスを実施するとともに、働き方改革に伴う労働環境の質的向上と高齢化する施設職員の負担軽減などを図ることを目的に、定休日を定めるため、同施設について定めている周防大島町立陸奥記念館設置条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

主な改正内容は、第5条に水曜日を定休日とすること及び12月29日から1月3日までを年

末年始の休館日と定める内容となっております。

なお、この条例は、令和6年12月1日から施行することとしております。

以上が議案第9号の補足説明であります。

続いて、議案第10号周防大島町なぎさ水族館設置条例の一部改正についてであります。

本案は、施設の維持管理のための定期的なメンテナンスを実施するとともに、働き方改革に伴う労働環境の質的向上と高齢化する施設職員の負担軽減などを図ることを目的に定休日を定めるため、同施設について定めている周防大島町なぎさ水族館設置条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

主な改正内容は、第5条に水曜日を定休日とすること及び12月29日から1月3日までを年末年始の休館日と定める内容となっております。

なお、この条例は、令和6年12月1日から施行することとしております。

以上で、議案第8号から議案第10号までの補足説明を終わります。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑は議案ごとに行います。

議案第8号、質疑はありますか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 休館日を新しく設定されて、その案内というんですか、インフォメーションはどういうふうな方法でやっていかれるのか、御説明をお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 当然ながらホームページ、それから広報等で周知を図りたい、それから、御議決賜りましたら、現地において看板等で水曜日が定休日となるという周知を図りたいと思っております。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 陸奥野営場等は、島の一番先端、東端にありますので、よく聞くのが、橋を渡ってそこまで行ってようやく休館日が分かった。この施設に限らないのだが、そこを何とか、現地の看板は当然だが、例えば、ほかの公共施設や、大島大橋の入り口とか、そういったところに何か案内をつけるような、そういった方法・対応というのはできないのか。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） できる限りの周知は図りたいと思っておりますが、今、田中議員より御提案のあったような周知の仕方、これはまた国道・県道等の絡みも出てまいりますので、今言った御意見を参考にしながら、できる限りの部分で周知を図りたいと思います。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 国道・県道の関係はそうだが、少なくとも道の駅サザンセトとうわにはそういった案内というのがないと、やはり道の駅サザンセトとうわが一番集客というか、多いと思う。最低でも道の駅サザンセトとうわには、今日は陸奥野営場等は休みということをお知らせする何らかの方法が必要ではないかなと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 御指摘のとおり、実は水曜日を休館日にしたのも、道の駅サザンセトとうわが水曜日が休館日であるということです。当初考えたのは、沖家室にシーサイドキャンプ場がありますが、そこも水曜日が定休日です。ですから、陸奥野営場等を抱えているこの施設も水曜日でもいいのかということを検討したんですが、今、田中議員がおっしゃったとおり、道の駅サザンセトとうわに行ってこの施設に立ち寄られる方、あるいは来て道の駅サザンセトとうわに立ち寄って帰られる方が多いということです。町のそういった施設、特に道の駅サザンセトとうわには、今御指摘のあった表示はできる限りしていきたいと思っております。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第9号、質疑はありませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 1点、陸奥記念館だけじゃないんですが、施行日が令和6年12月1日となっている、この理由はこういったことなんでしょうか。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 現状として、水曜日を臨時休業としているわけで、御議決いただいても、施行日まで恐らく水曜日は臨時休業せざるを得ないと思っております。じゃあ、施行日は令和6年12月1日でなくてもいいのではないかという御趣旨だとは思いますが、今までは臨時休業ということでやっておりましたので、本格的に定休日となるという意味で、やはり周知期間をある程度取って、今御指摘のあったようないろいろな方法においてきちんと周知すべきではないかということで、そのような形にしております。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第10号、質疑はありませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今回の休館日の理由に、労働環境のことがうたっておりますが、確かにそうだと思う。なぎさ水族館と陸奥記念館では、なかなかその運営の状況が、やはり実態

が違うと思う。労働環境の改善を図るということで、この休館日を設けたことで、なぎさ水族館の労働環境の改善になるのかどうか。休みを設けることは、別に私は適切でいいと思うが、陸奥記念館とこのなぎさ水族館を同列に考えるというのはどうなのか。果たして週1回の休館日を設けることで、想像ですけれど生き物を抱える施設ですから、実態としてはスタッフの方は、年中無休だろうと思うが、それがどういう形で改善されるのか。休館日を設けたところで実態が変わらなければあまり意味はないし、労働環境改善の目的という理由づけ自体が意味をなさなくなるということでは、議案としてなかなか認めにくいのかなと思う。その辺の対策、なぎさ水族館の職員の労働環境の改善に対する考え方はどういうものをお持ちなのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） なぎさ水族館に関して、労働環境の改善と、もう1つは、メンテナンスに1日必要というのが大きな柱になっています。メンテナンスが1日必要というのは、1週間に1度は魚を休ませなきゃいけない、それから、水槽の清掃等があるということで、定期的にやはり水曜日を定休日にしてしようということにしております。

飼育員の方が2人いらっしゃいます。2人ともが水曜日に休むということではなくて、1週間の中でローテーションを組んでいただいております。ですから、水曜日を休館にすることで、さらにローテーションの組み方が少しは楽になるのかなと感じておまして、そういったところで様子を見ていきたいと思っております。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 現状として、職員の休暇はどうなっているのか。交代を前提として週休1日なのか、2日なのか、それとも不定期というのはないでしょうけれど、その辺の実態はどうなんでしょうか。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 2人でローテーションを組むことによって、今、現実的にはそれぞれが週休日を2日取れているローテーションになっております。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第8号周防大島町陸奥野営場設置条例の一部改正についてから議案第10号周防大島町なぎさ水族館設置条例の一部改正についてまでの質疑を終結します。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

## 日程第29、議案第11号

○議長（小田 貞利君） 日程第29、議案第11号柳井地域広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第11号柳井地域広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更について補足説明をいたします。

柳井地域広域水道企業団（以下「企業団」という）は、御承知のように、柳井市、周防大島町、岩国市、上関町、田布施町及び平生町をもって組織し、水道用水供給事業を共同処理する特別地方公共団体であります。現在、水道事業の抱える様々な課題に対応するため、関係団体の水道事業を企業団に集約する経営の一体化（経営統合）の準備を進めているところでございます。

本議案は、柳井地域の水道事業の経営に関する事務を企業団において共同処理すること、及びこのことに伴い企業団の事務所の位置や企業団議員の定数などを規定する柳井地域広域水道企業団規約を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により、本議会にお諮りしようとするものでございます。

それでは、その概要につきまして、新旧対照表により御説明いたします。

第3条は、共同処理する事務です。これまでの水道用水供給事業に加え、新たに柳井地域の水道事業を共同処理とするため、第1号で水道用水供給事業を、第2号で簡易水道事業を含む水道事業を、第3号で前各号に掲げる事務に附帯する事務をそれぞれ規定することとしております。

附帯事務は、現在各事業体を実施している行政財産の貸付等の事務を想定しております。

第4条は、事務所の位置です。企業団の事務所の位置を柳井市役所内に変更するものです。

第5条の議員の定数については、現在の8人から11人と、3人の増としております。経営統合を踏まえ、各水道事業の事業規模も勘案し、柳井市から3人、周防大島町、田布施町及び平生町から各2人、岩国市及び上関町から各1人の合計11人を定数とすることとしております。

なお、定員の増加に伴う選挙の方法及び任期につきましては、補欠選挙の例によるとし、附則において整理しております。

第9条の2として、参与の条文を追加することとしております。参与は、関係市町の副市長、副町長を充てるという形で整理しております。

参与の主な業務といたしましては、水道料金の改定、水道用水供給単価の見直し、事業計画の策定・更新など、事業経営の根幹に関わる事項を想定しております。

なお、参与の任期については、現職（副市長・副町長）の任期によるとしております。

第12条は、経費の支弁です。水道用水供給事業にかかる経費の支弁については、これまでと変更ありませんが、水道事業にかかる経費の支弁については、セグメント会計を導入し、岩国市

を除く関係市町の水道事業の経営に関する事務の経費について、当該市町が100%負担することとしております。

なお、附則には、施行期日を経営統合の期日と同じ令和7年4月1日とし、経過措置には、議員の定数の増加に伴う選挙の方法及び任期を補欠選挙の例によるとし、承継に、水道事業の経営に関する事務、水道事業が保有する資産、負債及び資本は、令和7年4月1日に企業団が承継するものとし、それぞれ整理しております。

以上が議案第11号の補足説明でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第11号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

---

### 日程第30. 議案第12号

○議長（小田 貞利君） 日程第30、議案第12号和解及び損害賠償の額を定めることについてを上程し、これを議題とします。

執行部の説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第12号和解及び損害賠償の額を定めることについて補足説明をいたします。

令和6年4月30日に、町道江尻・弁天線において発生した災害による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会へお諮りするものであります。

この災害は、大字久賀地内、町道江尻・弁天線において、自然岩盤を利用した構造の道台の一部が経年等による風化が進んだことにより崩落し、当該落石が下方の家屋に衝突し、外壁等を損傷させたものでございます。

なお、損害賠償の額は188万5,689円であり、全額を全国町村会総合賠償補償保険から支払うことで和解しようとするものであります。

今後は、再発防止のため、より一層の道路の適切な維持管理に努めてまいります。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議案第12号、質疑はありませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 自然岩盤を利用した道台の一部が崩落したということなのですが、どの程度の岩が落ちたということなのか、その理由、原因も何かあると思うんですが、ちょっと状況がよく分からないんですけれど、その辺を少し補足をしていただきたいのと、家屋というのは、これはどういった家屋だったのか。岩国市の方が相手方なので、空家ということだったんでしょうか。その辺もあわせて説明をお願いします。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） この道路は、昭和56年に供用開始されている道路です。その当時の設計書等も残っておりませんので、はっきりとは確認できないんですが、施工途中で大きな岩が出た、あるいは設計で大きな岩が出た。それを利用して道台として道路を開通させたということだと思っております。その大きな巨石が風化で恐らく割れたんだろうと思っております。その片一方が家のほうに転がっていったというのが、事故発生後の把握できる状況であります。

家屋ということについてですが、この場所は、元の久賀の斎場から東のほうへ入っていく道になります。今、斜面にたくさん別荘地が建っていると思います。ですから、空家ではないんですが、別荘地がたくさん建っているところの上を通っている道路ということになります。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ちょっとイメージが湧かないんですけれど、何メートルぐらい、いや、現状がどうだったのかというのが分からないんですけれど、自然石を除去せずに、自然石の上に舗装道路があった。その一部が割れ落ちたということのようですが、そういったところはほかにもあるのではないかと。それを再発防止に努めるということだったんですけれど、現実としてなかなかそこを把握するというのが難しいのではないかなと思うが、それは目視か何かでやはり点検をされるということなんですか。今回、人身事故にならなかったからよかったようなものですが、非常に怖い話でもありますので、そこはやはり公共施設でそういう被害があったら、再びあってはならないことなので、そこをこれからどういう体制でどういう点検をしていって防ごうというのか、その辺の計画をちょっと御説明いただきたいと思っております。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 巨石が抜け落ちた後、残っているものから想定すると、高さ3.5メートル幅2.9メートルにわたって被災を受けておりますので、それぐらいの大きさの岩であつたらろうと想定しております。

それと、ここの部分は、練り積みブロックの道台と擁壁の道台が両方から来ていて、ここに岩があるためにそれを利用して、そこだけ岩になっていたというところなんです。これは、役場として不備なことではあるんですが、道路台帳上はその岩が示されておらなかったというのが今分かったところなんです。昭和56年当時に築造された道路ですので、そのときの台帳記載がどうであった

のかなというのはちょっと疑問が残るところであります。

それと、これからの維持管理、今後の管理をどうしていくのかということなんですが、過去にも道路の陥没等で事故に遭われた方がいらっしゃいますが、なかなか通常の維持管理がマンパワー的にも費用的にも妙手が見つからないというのが現状です。

今、どのような維持管理をしているかという、職員が何かの所で現地に行った場合には、その周辺を見て回ってくる、目視ぐらいしかできないというのが現状ですし、町民の皆さんのお力を借りているというのもあります。LINEでの申請、ここが壊れていますとか、自治会によっては年1回の総会において、いろんなところが壊れているとか直してほしいというのを取りまとめて、毎年、必ず要望を出していただける自治会もあります。

本来は、管理者である町が早期発見をし、補修をするのが当然であり、義務だと思うんですが、現実的に至っていない、そういった町民の力をお借りして傷んでいるところを直しているというのが現状です。もちろん、それだけではありません。町の職員自らがこれは危ないということで事前に修繕するところも当然あるんですが、画一的な管理体制というか、維持管理体制がまだ取れていないというのが現状でございます。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今、瀬川産業建設環境部長が御答弁したように、住民の方の力を借りるということは非常に重要な、いいことだと思いますので、その辺も含めて、仕組みとして維持管理の体制ができるように、今後、御検討いただければと思います。答弁は結構です。ありがとうございました。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより、討論・採決に入ります。議案第12号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第12号和解及び損害賠償の額を定めることについて、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小田 貞利君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第31. 議案第13号

日程第32. 議案第14号

○議長（小田 貞利君） 日程第31、議案第13号動産の買入れについて（令和6年度 可搬消防ポンプ）と、日程第32、議案第14号動産の買入れについて（令和6年度 周防大島町立図書館システム機器）の2議案を一括上程し、これを議題といたします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第13号及び議案第14号について補足説明をいたします。

まず、議案第13号動産の買入れについて（令和6年度 可搬消防ポンプ）であります。

本議案は、周防大島町消防団に配備しております可搬消防ポンプのうち、平成16年度に配備した橘支部団の第5分団、第15分団を除く13分団のB2級13台と、東和支部団の和佐分団、大積分団のB3級2台の合計15台を更新し、消防防災体制の強化・充実を図ろうとするものでございます。

去る令和6年7月17日、8社による指名競争入札の結果、山口県周南市久米1124番地の株式会社ハツタ山口が3,414万円で落札いたしました。この落札価格に消費税及び地方消費税341万4,000円を加えた3,755万4,000円で物品売買契約を締結しようとするものです。

なお、今年度の更新から環境面を考慮し、より燃焼効率のよい4ストロークエンジンの可搬消防ポンプとしております。

なお、参考までに、納入期限は令和7年3月28日としております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

以上が議案第13号の補足説明であります。

次に、議案第14号動産の買入れについて（令和6年度 周防大島町立図書館システム機器）の補足説明をいたします。

本件は、令和6年度当初予算において予算化いただいております周防大島町立図書館のシステム機器を購入するもので、去る令和6年7月5日、一般競争入札に付しましたが、入札参加者が1者であったことから入札を中止いたしました。

現在の図書館蔵書管理、貸出等を行うために導入している公共図書館総合システムのハードウェア保守可能期限が令和6年12月31日までとなっており、保守可能期限の関係上、再度入札に付すいとまがないと判断をいたしまして、現在のシステム納入者であり、かつ、このたびの入札に対して唯一の参加者であった広島市東区の株式会社広島情報シンフォニーと地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく随意契約とし、1,800万円に消費税の額を加えた1,980万円で物品売買契約を締結しようとするものでございます。

なお、参考までに、納期は令和6年12月27日までとしております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で、議案第13号及び議案第14号の補足説明を終わります。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第13号、質疑はありませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 1点だけお尋ねをいたしますが、この仕様を見ると、80キロ以上あるポンプ、これまでと同様なものだと思うんですが、団員の高齢化とかもありますし、町には女性消防団員を確保するという目標もあるようなので、そういったことを考えれば、全部とは言いませんけれど、軽量化というのも考えて機能分担ということも検討しなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけど。これまでのように状況が変わっても同じポンプを、重たいポンプをそれぞれ配備するというのは、そもそも分団の再編成も検討しなきゃいけない時期だと思えますが、その辺のことは考慮されていないということなんですか。

○議長（小田 貞利君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいまの田中議員からの御質問で、まずポンプの重さ、高齢化に伴って、同じ重さのものなのかというところですが、能力的には同じものではありませんが、これまでよりは若干、全くの同じ重さではないというところは御理解いただけたらと思っております。当然、消防団の再編成というのも長年の課題として、これまでもいろいろな場面で議論いただいているところでございます。実際に統合に向けて動いているところもありますけれども、とは言いつつも、現状活動されている消防団に対して、動かなくなる可能性のあるポンプを配備するというわけにはいきませんので、当面は、今あるポンプについては更新をしていく、20年で更新をしていくという決まりをつくっておりますので、それに基づいて今回は橘地区で13台、東和地区で2台、20年経過したものを更新するというので当初予算に計上し、入札にかけたというところでございますので、そこは御理解いただけたらと思っております。

また、消防団の再編についても、やらないというわけではございませんし、やるにあたっては、整備したポンプを有効に活用できるよう、そこも含めた再編の検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 全く同重量ではないということなんですが、これまでのポンプよ

りは多少軽くなっているということなんでしょうか。どれぐらい軽量化されているのか、それを教えてください。

それと、20年で更新ということですが、今ある旧橋町内の15分団、全て20年経過したということではよろしいのでしょうか。

○議長（小田 貞利君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいまの2点目の質問についてお答えいたします。

今あるものの重さというのがはっきりと分かっておりませんので、そこについては全く同じではないというところで御理解いただけたらと思います。

それから、橋分団15分団のうち、2分団はまだ20年たっておりません。今回更新は15分団のうちの13分団分でございます。

以上です。

○議長（小田 貞利君） そのほか質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第14号、質疑はありませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 今回の動産の買入れにつきましては、図書館のシステムにかかる機器を入れ替えると理解しておりますけれども、前回、システムを入れてからかなり年数はたっていると思うのですが、システム自体のアップデートといいますか、変更点というものは特になのかどうか教えていただきたい。もしないのであれば、現在のシステムが最適であると町は考えているということではよろしいのかをお伺いします。

○議長（小田 貞利君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 今回、システム入れ替えに伴ってバージョンアップというところで、今、通常、利用者はカードを持っているんですけども、そのカードがデジタル化することによって、スマートフォンなどを利用して借りることができるようになるということ、また、自分が借りた本の履歴についてもパソコンやスマートフォンで確認できるようになるという形で、既存の状況よりもバージョンアップされるという形になっております。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） ありがとうございます。あと、今回、はじめは入札にかけたけれども、1者しか手があがらず、随意契約に変わったということですが、今回、手がほかにあがらなかった要因というのをどのように分析されているのか。何か例えば価格がほかではなかなか難しいというように考えておられるのか。それとも、仕様の中身的になかなかほかの新たな業者

がやりにくいということがあったと分析されているのか。また、その他何かあれば教えてください。

○議長（小田 貞利君） 山根社会教育課長。

○社会教育課長（山根 一夫君） このたび、一般競争入札にかけさせていただいたのですが、正直、1者しか応募がなかったというのはこちらも想定外でございました。仕様書につきましても、ほかの業者が入れるように、価格競争に応じれるように十分精査したつもりではございましたが、まだ状況がつかめていないのが現状です。

今後、どういったことでほかの業者が参入できなかったのかを、ほかの市町の状況も確認していきたいと思っております。

○議長（小田 貞利君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） なかなか原因が分からないということで、次のほかのシステムに向けても、やはり複数の手があがるように工夫が必要なのかなと思います。素人ながらに仕様書を拝見したところ、ちょっと1点気になるところがございまして、システム運用・保守についての参考事項というところで、ハードウェアシステムサポートの保守内容について、障害発生時に120分で保守職員が現地に到着できる体制であることと書いてございました。そういう条件が参考事項ということで、どこまで厳密にこれが仕様がないと無理ということなのかは分からないが、実際、周防大島町の図書館まで120分で到達するというので、かなり事業者のエリアを限定することにもなってしまったのかなと、素人として考えてしまったところなんですけれども、本町のいろんなシステムについて、そういう120分以内で現地にサポートスタッフが来れるよというの一般的な仕様なのか、この図書館システムについてのみ特徴的なものなのか、教えていただけたらと思います。

○議長（小田 貞利君） 山根社会教育課長。

○社会教育課長（山根 一夫君） 住民へのサービスといったところもございまして、救急の対応を考えておまして、そういったことにさせていただいたのですが、現状のシステムの保守も同様の取扱いとしており、それに準じた形をしております。ただ、120分であれば、広島市内等からも十分来れるのではないかと考えておりました。

以上でございます。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 令和6年12月末日が現行システムの保守期間の終期ということが1つの随意契約の理由になっているようですが、現行システムの保守期間というのはいつからいつまでだったんでしょうか。

○議長（小田 貞利君） 山根社会教育課長。

○社会教育課長（山根 一夫君） もともとの保守が5年間ということでございましたので、当初は令和4年の12月31日までとなっております。ただ、メーカー側の部品確保が確認取れましたので、継続して保守を延長していたところでございます。ただ、メーカー側の部品がどうしても令和7年までしか確保できないということがございまして、最長の延長が今年度中ということになり、ここまでしか引き延ばせないということになりました。（「頭は。頭の期間」と呼ぶ者あり）はい。（「保守契約の最初」と呼ぶ者あり）失礼しました。当初は平成30年の1月になります。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 再入札に付すいとまがないから地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約だということなんですが、令和6年7月5日に入札公告して、現時点で2か月、この間に再入札というのはできないものなんでしょうか。

○議長（小田 貞利君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 一般競争入札の公告については、令和6年7月5日に公告したわけですが、その結果、中止の公告は令和6年8月1日にしておりますので、それから再入札というのはなかなかこういった議会の議決を得ることもありましたので、時間のいとまがないというところで随意契約の手続を取らせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 物理的にできないという御説明ですが、そもそも令和4年12月末で切れるものだったということを2年延長してもらっているということは、当然、その間に次の調達をすべきではなかったのではないのでしょうか。令和6年7月5日の入札公告を、もっと早く入札公告すれば、再入札の時間も取れたんじゃないかなと思いますし、先ほど、議会の議決ということもありましたけれど、これは地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約だから議会の議決ということじゃないんですか。その辺もあわせて、令和6年7月5日に入札公告して、令和6年8月1日に中止公告をして、それから1か月で、要するに1か月の間には再入札ができないという理由と、そもそも令和4年12月末に保守契約が切れるはずだったと、それを2年延長したということは、その間に少なくともできるだけ早く入札公告、今回のこの業務の次の契約の入札をすべきではなかったのではないのでしょうか。延長してもらっているから前倒しはできないでしょうけれど、少なくとも令和6年7月5日まで待たなきゃいけなかったという理由はないと思うが、その辺の御説明をちょっとお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 暫時休憩します。

午後3時32分休憩

午後3時45分再開

○議長（小田 貞利君） 休憩前に引き続き会議を再開します。木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 入札公告に時間を要した理由でございますが、広く入札参加ができるような仕様書を作成することに時間がかかったためでございます。

以上です。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第13号動産の買入れについて（令和6年度 可搬消防ポンプ）と議案第14号動産の買入れについて（令和6年度 周防大島町立図書館システム機器）の質疑を終結いたします。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

### 日程第33. 議案第15号

○議長（小田 貞利君） 日程第33、議案第15号令和6年度 道の駅サザンセットとうわトイレ棟等新設及び改修工事（建築工事）の請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第15号令和6年度 道の駅サザンセットとうわトイレ棟等新設及び改修工事（建築工事）の請負契約の締結について補足説明をいたします。

本件は、道の駅サザンセットとうわトイレ棟等新設及び改修工事（建築工事）の請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本件につきましては、令和6年7月12日に4社による指名競争入札を行い、周防大島町大字久賀5058番地11、藤川建設株式会社が6,940万円で落札いたしました。その落札価格に消費税及び地方消費税694万円の額を加えた7,634万円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。

工事概要につきましては、参考資料にお示ししているとおり、大字西方1958番地77に木造平屋建てのトイレ・研修棟を建築するものでございます。建物の床面積は163平方メートルとなっております。また、サイクル置場2棟、倉庫1棟を新築し、屋外附帯工事として植栽等の整備を行い、既存の道の駅情報コーナーに授乳室も新設いたします。

なお、参考までに、工事の完成期日は令和7年3月28日を予定しております。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第15号、質疑はありませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 毎回のことですが、8,000万円の工事で指名業者が4者ということで、この数について、町の執行部はどういうお考えを持っておられるのか。それと、今回のトイレの建設に伴って、収蔵庫の横に既設の公衆トイレがあると思いますが、これの扱いはどうなるのか。その辺もあわせて御答弁をお願いします。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員からの御質問で、4者を指名したということについての町の考えという御質問だったと思います。建築一式工事1,000万円以上においては、町内の町内業者で完成工事高を有しており、建築一式工事業の許可区分が特定であるものを選定しております。その結果、町内でその特定を持っている業者については4者、完成工事高を有し、なおかつ特定を持っているのが4者ということで選定をさせていただいております。それは、町の指名審査会に諮ったうえで、この4者を選定しているところでございます。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 今、田中議員よりお示しいただいたトイレ、これはかなり老朽化しておりまして、一応、解体撤去する予定ではあります。ただ、所管が商工観光課ではなくて農林水産課になります。正直なところ、指定管理者から、あずまやも横にあるし、築山や公園があるので、残したいという意見も今のところ出ております。これはしっかりと話を詰めて、最終的にどうするかというのを決めていきたいと思っております。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） 1か月ほど前、岡山県と広島県から20代の若い男女が大島に観光に来られていて、話をすることがあったんですが、トイレの洋式・和式の数と、どのような形で何基ぐらい種類があるのか、それを教えてください。その女性が、トイレを探すのに非常に苦労したと、私は洋式トイレでしかできないということだったので、お願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） このたび新設しますトイレ棟は、男子の便器、小便器が4基、温水洗浄便座が3基、それから、女子便器数は、温水洗浄便座7基を設置する予定です。そのほかに、多目的トイレ、身障者用のトイレを1基設置する予定でおります。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第15号令和6年度 道の駅サザンセットとうわトイレ棟等新設及び改修工事（建築工事）の請負契約の締結についての質疑を終結いたします。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

---

#### 日程第34. 議案第16号

○議長（小田 貞利君） 日程第34、議案第16号令和6年度 長浦スポーツ海浜スクエア多目的グラウンド人工芝改修工事の請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第16号令和6年度 長浦スポーツ海浜スクエア多目的グラウンド人工芝改修工事の請負契約の締結について補足説明をいたします。

本件は、長浦スポーツ海浜スクエア多目的グラウンド人工芝改修工事の請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本件につきましては、令和6年7月12日に6者による一般競争入札を行い、福岡市博多区板付6丁目3番24号、奥アンツーカ株式会社西日本支店が1億8,000万円で落札いたしました。その落札価格に消費税及び地方消費税1,800万円の額を加えた1億9,800万円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。

工事概要につきましては、参考資料にお示ししているとおり、大字椋野150番地の長浦スポーツ海浜スクエア多目的グラウンドの人工芝を全面張り替える改修工事となります。施工面積は1万589平方メートルとなっております。

なお、参考までに、工事の完成期日は令和7年2月28日を予定しております。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第16号、質疑はありませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） この工事は2億5,000万円の工事で、指名業者が6者ということなんですが、これについて、先ほどと同様、なぜ6者なのか、そこを御説明ください。

○議長（小田 貞利君） 佐原財務課副課長。

○財務課副課長（佐原 正幸君） ただいまの田中議員の御質問にお答えいたします。

この工事は、選定にあたりまして、舗装工事業として選定しております。基準となります考え方ですが、選定した理由につきましては、まず、舗装工事の経営事項審査の評定値が1,000点以上のものということにしております。それと、先ほどと同様、建設業の許可区分は特定許可であることということにしております。

それで、この工事は、非常に専門性が高い工事でありますので、コリンズという建設工事に関する工事実績情報システムがございますが、こちらで人工芝、運動公園等の施工実績を有しておる業者を調べましたところ、148者あることを確認しております。

それともう1点が、周防大島町の現在の入札参加資格者、これは町内外を合わせてなんですけれども、この舗装工事で経営事項審査の評定値が1,000点以上であるものというのは34者、参加資格がございます。周防大島町の参加資格を有しておる者であり、かつ人工芝の運動公園等の張り替えの実績を持つものということを軸に選定をした結果、このたびの6者のみであったということでございます。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 経営事項審査の評定値が1,000点以上ということ、御答弁がありましたけれども、これはどこで決まっているんですか。

○議長（小田 貞利君） 佐原財務課副課長。

○財務課副課長（佐原 正幸君） ただいまの御質問ですが、現在の周防大島町の要綱等には、舗装工事に関して格付に対する点数づけという規定がございませんで、要綱中には、規定がないものについては町の指名審査会で諮るということになっております。

1,000点とした目安につきましては、このたび、人工芝の改修なんですけれども、前回人工芝を張りつける際の基準となるのが1,000点であって、これを目安に業者選定をしておりましたので、それを踏襲させていただいた次第です。

○議長（小田 貞利君） 岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 私の補足説明の中で、本件につきましては、令和6年7月12日に6者による一般競争入札を行いと申しましたが、指名競争入札でございました。訂正しておわびを申し上げます。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 基準がないから指名審査会で1,000点以上と定めたということですが、要するに、指名審査会次第ということになってしまうんですが、では、町の指名基準、5,000万円以上は8者以上となっておりますが、これはもう今までのほかの工事も含めてほとんど守られていない。要するに、この基準は、形骸化している。この基準が、要綱の指名基準であるのであれば、指名審査会でもこの基準を反映させるべきだと私は思います。でも、それを反映させないということは、もはやこの指名基準、町の要綱というのは、町として定めながら、それを守る必要はないと考えておられるのかどうか、その辺を御答弁ください。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員からの御質問にお答えいたします。

極端な話、田中議員が言われるように、守らなくていいのかというような御質問だったと思います。決して私はそういうふうには思っておりません。当然、指名審査会の中でもそういったことを思っている委員はいないと思っております。しかしながら、この要綱にあるように、有資格者の中からなるべくそれぞれ決められた業者数以上をなるべく選定しなさいよという記載の仕方であろうと理解しております。今後も、指名審査会において、基準と申しますか、なるべく守れという記載があるので、そこはやっぱり審査会においても、いま一度、そういったところも考えながら業者選定については考えていきたいと思っております。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第16号令和6年度 長浦スポーツ海浜スクエア多目的グラウンド人工芝改修工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小田 貞利君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

○議長（小田 貞利君） 以上で、本日の日程は全部議了しました。

本日は、これにて散会をいたします。

次の会議は、9月18日水曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（池永祐美子君） 御起立願います。一同、礼。

午後4時05分散会

-----